公益社団法人 日本地震工学会

第１回社員総会資料

１．　公益社団法人移行報告

1)　　公益社団法人移行への経緯

2)　　公益社団法人認定書

２．　公益社団法人日本地震工学会定款および主要規則（定款第 46 条において社員総会において報告することが規定されている規則）

1)　　公益社団法人日本地震工学会　定　款

2)　　公益社団法人日本地震工学会　一般規則

3)　　公益社団法人日本地震工学会　会員規則

4)　　公益社団法人日本地震工学会　財産管理運用規則

5)　　公益社団法人日本地震工学会　総会規則

6)　　公益社団法人日本地震工学会　理事会規則

平成２５年５月２４日（金）
建築会館ホール

公益社団法人 日本地震工学会
東京都港区芝五丁目 26 番 20 号　建築会館内
TEL：03-5730-2831　FAX：03-5730-2830

１．　公益社団法人移行報告

1）公益社団法人移行への経緯

2）公益社団法人認定書

１．公益社団法人移行報告

１）公益社団法人移行への経緯

平成 24 年 5 月 24 日：一般社団法人日本地震工学会第 3 回社員総会第 8 号議案において公益社団法人化への移行について審議し、承認された。

平成 24 年 11 月 9 日：臨時社員総会において「公益社団法人化を踏まえた定款の改定案」と「定款改定案に今後修正の必要が生じた場合の修正とその承認を会長に一任すること」が承認された。

平成 24 年 12 月 7 日：電子申請実行

平成 25 年 4 月 26 日：公益認定等委員会が「一般社団法人日本地震工学会」を公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であることの答申書を内閣総理大臣に提出。

平成 25 年 5 月 1 日：公益社団法人としての認定書交付（14:30）
公益社団法人日本地震工学会の登記申請（法務局）

事　務　連　絡
平成２５年５月１日

一般社団法人日本地震工学会　御中

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

認定通知書

貴法人から平成２４年１２月７日付けでされた、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第４条の認定に係る申請に対する結果を通知します。認定書をご査収いただくとともに、その他の同封の文書にもご留意ください。

本件担当
所属部署：内閣府大臣官房公益法人行政担当室
氏　　名：古谷　幹夫
電話番号：03-5403-9411
ＦＡＸ：03-5403-0530

府益担第４６３８号
平成２５年５月１日

一般社団法人日本地震工学会
代表者　川島　一彦　殿

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

認定書

平成２４年１２月７日付け申請に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第４条の規定に基づき、別紙のとおりの公益社団法人として認定する。

別紙

１．法人コード：A022713

２．法人の名称：一般社団法人日本地震工学会

３．認定を受けた後の法人の名称
公益社団法人日本地震工学会

４．代表者の氏名：川島　一彦

５．主たる事務所の所在場所
東京都港区芝五丁目２６番２０号

６．公益目的事業
(1) 地震工学および地震防災に関する学術・技術・教育の振興と普及

７．収益事業等
該当なし

２．　公益社団法人日本地震工学会定款および主要規則（定款第46条において社員総会において報告することが規定されている規則）

1）公益社団法人日本地震工学会定款

2）公益社団法人日本地震工学会一般規則

3）公益社団法人日本地震工学会会員規則

4）公益社団法人日本地震工学会財産管理運用規則

5）公益社団法人日本地震工学会総会規則

6）公益社団法人日本地震工学会理事会規則書

公益社団法人 日本地震工学会定款

2012 年 11 月 9 日制定

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益社団法人日本地震工学会と称し、英文名は、
Japan Association for Earthquake Engineering (JAEE) とする。

（主たる事務所）

第２条 この法人は主たる事務所を東京都港区に置く。

２ この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地におくことができる。

第２章　目的及び事業

（目 的）

第３条 この法人は、地震工学および地震防災に関する学術・技術・教育の進歩発展をはかり、地震災害の軽減に貢献する事業を行い、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地震工学及び地震防災に関する調査研究とその振興
(2) 地震工学及び地震防災に関する研究発表会の開催
(3) 地震工学及び地震防災に関する会報・論文集及び研究成果等の発行
(4) 地震工学及び地震防災に関する文献・資料の収集及び活用
(5) 地震工学及び地震防災に関する講演会・講習会・展覧会・見学会などの開催、その他普及活動
(6) 地震工学及び地震防災に関する国内外との学術・技術・教育の交流
(7) 地震工学及び地震防災に関する業績の表彰

その他、前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

２　前項の事業については本邦及び海外で行うものとする。

第３章　会員

（法人の構成員）

第５条　この法人の会員は、次の 3 種とする。

(1) 正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人
(2) 法人会員　この法人の目的に賛同して入会した団体
(3) 学生会員　この法人の目的に賛同して入会した大学等に在籍する学生

２ 前項の会員のうち正会員及び法人会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に定める社員とする。

３ 第１項(1)(2)(3)の３種の会員とは別に、当法人の目的達成に多大の貢献をした者、又は地震工学あるいは地震防災に関する学術・技術・教育の進歩発展に功績顕著な者に、社員総会の議決を経て、名誉会員の称号を贈ることができる。

４ 正会員及び法人会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利をこの法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

(5) 法人法第 51 条第 4 項及び 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入 会）

第６条 正会員・法人会員・学生会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みを行い、その承認を受けなければならない。

（会費等）

第７条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は入会金及び会費、法人会員、学生会員は会費を理事会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第８条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第９条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

２ 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員にあらかじめその旨を通知するとともに、除名に係る決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第 10 条 第８条、第９条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
(2)成年被後見人又は被保佐人になったとき。
(3)当該会員が死亡し、又は解散したとき。
(4)総社員の同意があったとき。
２ 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
３ この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　社員総会

（構 成）
第 11 条 社員総会は、すべての正会員と法人会員をもって構成する。
2 総会をもって、法人法上の総会とする。
（権 限）
第 12 条　社員総会は、次の事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の選任及び解任
(3) 各事業年度の事業報告及び収支決算の承認
(4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) 基本財産の処分
(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（開 催）
第 13 条　総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。
（招集）
第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２ 総正会員と総法人会員からなる議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員及び法人会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
（議 長）
第 15 条　社員総会の議長は、会長がこれに当たる。また会長が欠けたときは副会長、理事の順でこれにあたる。
（議決権）

第 16 条　社員総会における議決権は、正会員及び法人会員１名につき１個とする。

（決 議）

第 17 条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員と総法人会員からなる議決権の過半数を有する正会員及び法人会員が出席し、出席した正会員及び法人会員の議決権の過半数をもって行う。

２ 第１項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員と総法人会員の半数以上であって、総正会員と総法人会員からなる議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

３ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

（議決権の代理行使）

第 18 条　社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権を代理行使することができる。

２ 前項の規定による代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

３ 第１項の規定による代理権の授与は、社員総会ごとに行われなければならない。

４ 第１項の規定による代理出席者は社員総会の定足数および議決数に算入する。

（議事録）

第 19 条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 議長及び出席した理事のうち予め議事録署名人として指定された理事 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　役員

（役員の設置）

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、会長をもって法人法上の代表理事とする。

3 理事のうち 1 名以上 3 名以内を副会長とする。

4 理事のうち 1 名の専務理事を置くことができる。また副会長と専務理事は兼任できない。

5 副会長及び専務理事を法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第 21 条　理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。
２ 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、正会員に会長候補者を付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。
３ 副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
４ 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
（理事の職務及び権限）
第 22 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
２ 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその業務を代行する。
４　会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で年に２回以上、自己の職務の執行の状況を、理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第 23 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２ 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
（役員の任期）
第 24 条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。
２ 前項に関わらず、会長は重任できない。
３ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４ 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了、又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第 25 条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
（報酬等）
第 26 条　理事及び監事は、無報酬とする。
（役員の法人に対する損害賠償及び損害賠償責任の一部免除）
第 27 条　理事または監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、す

べての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第６章　理事会

（構 成）

第 28 条　この法人に理事会を置く。

２ 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権 限）

第 29 条　理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

その他、法令又はこの法人の定款に定められた事項

（招 集）

第 30 条　理事会は、会長が招集するものとする。

２ 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議 長）

第 31 条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

２ 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

（決 議）

第 32 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は除く。

（議事録）

第 33 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２　理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　資産及び会計

（財産の種別）

第 34 条　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。

２ 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

３ その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

４ 前第２項、第３項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産を処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総

会の承認を要する。

（事業年度）

第35条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第36条　この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　会長又は副会長は、前項の承認を得た後、最初に開かれる社員総会においてこれを報告しなければならない。

３　第１項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第37条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

２　前項の書類については、毎事業年度終了後３ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

３　第１項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第38条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第８章　定款の変更および解散

（定款の変更）

第 39 条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第 40 条　この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第 41 条　この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合であって、この法人の権利義務を承継する法人が公益法人でない場合には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日、又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 42 条　この法人が解散する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第 43 条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２ 事故その他やむえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報へ掲載して行う。

第 10 章　委員会

（委員会）

第 44 条　この法人の事業を遂行するため必要があるときは、理事会の議決により委員会を 置くことができる。

２ 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章　事務局

（事務局）

第45条　この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

２ 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

３ 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

４ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第 12 章　規　則

（規則）
第 46 条 本定款施行に必要な事項のうち、以下の各号に示すものは、理事会の議決により別に定め、社員総会に報告する。
(1)　一般規則
(2)　会員規則
(3)　財産管理運用規則
(4)　総会規則
(5)　理事会規則
（規程）
第 47 条　本定款及び前条で定める規則以外で、当法人の運営に必要な事項は規程として理事会の議決により別に定める。
（法令の準拠）
第 48 条　本定款に定めのない事項は、すべて法人法に関する法律及びその他法令に従う。

第 13 章　補　則

（委任）
第 49 条　この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則
1)　この定款は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
2)　公益認定を受けた日は、2013 年 5 月 1 日である。

公益社団法人 日本地震工学会 一般規則

2012 年 12 月 7 日制定

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規則は公益社団法人日本地震工学会（以下、「この法人」とする。）定款第 46 条に基づき、この法人の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第２章　事　業

（出版物、ニュース等）

第２条　この法人は、次に掲げる定期出版物を発行するほか、委員会の研究成果その他で、目的達成のため必要と認めたものを出版する。

(1) 日本地震工学会誌
(2) 日本地震工学会論文集
(3) JAEE NEWS メール配信
(4) JAEE NEWSLETTER

（電子広報、講演会等）

第３条　この法人は、定款第４条に掲げる地震工学および地震防災に関する学術・技術・教育の進歩発展をはかり、地震災害の軽減に貢献するため、次の事業を行う。

(1) ホームページの運営
(2) 調査研究とその振興
(3) 講演会・講習会・展覧会・見学会等の開催
(4) 国内外との学術・技術の交流
(5) 次に掲げる業績の表彰
　ｲ) 論文集における論文賞、論文奨励賞
　ﾛ) 年次大会における優秀論文発表賞
　ﾊ) 功績賞、功労賞
　ﾆ) 感謝状
(6) 地震災害対応活動
(7) スペシャルアドバイザーの委嘱
(8) その他、理事会が必要と認めた事業

（年次大会、日本地震工学シンポジウム、国際シンポジウムの開催）

第４条　この法人は、原則として、毎年１回以上、全国より会員の参集を求めて大会、および国際シンポジウムを開催し、会員の研究発表その他目的達成に必要な行事を行う。但し、日本地震工学シンポジウムを催す年はこの限りではない。

２　この法人は、原則として、４年に１回、日本地震工学シンポジウムを他学会と共催する。

第３章　委　員　会

（委員会の設置）

第５条　この法人は、法人の運営ならびに定款第４条の事業遂行のために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

（委員会の統括）

第６条　各委員会のもとに、下位の委員会等を設ける場合には、上位の委員会がこれを統括し、必要に応じて理事会に報告、審議付与する。

（委員会の組織・設置場所）

第７条　委員会は、会員をもって組織する。ただし、特に必要ある場合は、会員外の専門家を委員に加えることができる。

２　委員会は、必要の地に置く。

３　委員会は、委員長および幹事を委員の互選によって決める。委員長および幹事は正会員でなければならない。

４　委員長は、委員会を統括し、幹事は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（委員の任期）

第８条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、委員会が２年以上継続する場合には、その重任は妨げない。

（委員の委嘱）

第９条　委員は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

（委員会の報告事項）

第 10 条　委員会は、毎年３月末、その年度の事業概要報告を、また委嘱事項結了のときは、その経過ならびに成案に関する報告を会長に提出しなければならない。

（委員会の運営規程）
第 11 条　委員会は、理事会または上位の委員会の承認を経て、運営規程を定める。
２　運営規程には、次の事項のほか必要な事項を定める。
⑴ 目的・事業
⑵ 存置期間
⑶ 組織・構成
⑷ 委員の任期
⑸ 運営方法
３　運営規程は、原則として第５条から第９条までの各項に則って定めるものとするが、特別の理由がある場合にはこの限りではない。

（委員会の意見の対外発表）
第 12 条　委員会としての意見を外部に発表する場合には、理事会に報告しなければならない。
２　委員会としての意見を本会の意見として外部に発表する場合には、理事会の承認を経なければならない。

第４章　事　務　局

（事務局の業務）
第 13 条　事務局は、理事から事務局に付された代行業務を執行する。
２　事務局は監事からの請求があるときは、事務局の業務執行状況を速やかに報告しなければならない。

（事務局長）
第 14 条　理事会の事務局に理事会が選任した事務局長をおく。
２　理事会は以下の場合、事務局長を解任することができる。
⑴ 事務局長が辞職を申し出た場合
⑵ 事務局長の雇用契約の終了期限に達した場合
⑶ 事務局長がこの法人に多大な損害を与えた場合
３　事務局長は、事務局の業務が適切に遂行されるように事務局を統括する。
４　事務局長の職務権限は理事会が決定・変更することができる。

（事務局の体制）
第 15 条　事務局の体制は、会長が定め、理事会に報告する。

（労働協約）
第 16 条　事務局の職員との労働協約の締結は、会長が行い理事会に報告する。

（事務局の備え付け帳簿と書類）
第 17 条　事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備え置かなければならない。
(1) 定款
(2) 会員名簿（および会員の異動に関する書類）
(3) 理事および監事の名簿
(4) 登記に関する書類
(5) 社員総会および理事会の議事に関する書類
(6) 財産目録
(7) 事業計画書および収支予算書
(8) 事業報告書および計算書類等
(9) 監査報告書
(10) その他法令で定める帳簿および書類
２　前項各号の帳簿および書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、別に定める情報公開規程による。

第５章　そ　の　他

（情報公開）
第 18 条　この法人は情報公開を積極的に行うものとする。
２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により情報公開規程に定める。

（個人情報の保護）
第 19 条　この法人は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により個人情報保護方針に定める。

（改廃）
第 20 条　この規則の改廃は、理事会の決議をもって行い、社員総会に報告する。

附則
1) この規則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
2) 公益認定を受けた日は、2013 年 5 月 1 日である。

公益社団法人 日本地震工学会 会員規則

2013 年 3 月 29 日制定

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、定款第 2 章の目的及び事業、並びに第 12 章の規則に基づき、この法人の会員の入会及び退会、並びに、入会金及び会費の納入に関して必要な事項を定めるものとする。

第２章　入会及び退会

（入会基準及び手続）

第２条　この法人の会員として入会しようとする個人又は団体（法人）に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

２　前項の入会申し込みに対しては、別紙の基準により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

（会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い）

第３条　入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

２　前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

３　会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

（退会事由及び手続）

第４条　理事会が別に定める退会届を提出して、会員は、会費を完納したうえ、任意に退会することができる。

２　定款第 10 条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

３　前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費、その他の拠出金は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

（再入会）
第５条　前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第２条に定める入会申込書の提出を求めることとする。
２　前項の再入会申込に対しては、第２条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
　ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後、３年間は、再入会を認めないこととする。

第３章　入会金及び会費

（入会金）
第６条　会員は、次の入会金を納入しなければならない。

正会員	1,000 円
法人会員	なし
学生会員	なし

（入会金の納期）
第７条　入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から９０日以内に納入しなければならない。

（会費）
第８条　会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員		10,000 円
法人会員	一口	20,000 円（一口以上）
学生会員		1,000 円

２　海外在住の会員は、会費のほかに、配布する出版物の送料として理事会で適当と認めた金額を納入しなければならない。
３　学生会員が引き続いて正会員になる場合は、正会員１年目の会費を 3,000 円とする。

（会費の納期）
第９条　会費は、毎事業年度、原則として３月３１日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。
２　会費滞納に対する催告及び懲戒手続きについては、別に理事会において定める。

（中途入会の会費及び納期）

第１０条　事業年度の中途に入会した正会員の当該事業年度の会費は、入会申込日が 3 月から 5 月までの場合は年額の全額、6 月から 8 月までの場合は年額の 75%、9 月から 11 月までの場合は年額の 50%、12 月から 2 月までの場合は年額の 25%とする。

２　法人会員および学生会員は年度途中入会でも年額の全額を納付する。

３　前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から原則として３０日以内とする。

（入会金及び会費の免除）

第１１条　理事会は、次のいずれかに該当する個人会員については、第６条及び第８条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除を議決することができる。

(1) 特に多額の会費を納入する団体（法人）会員に所属する個人正会員又は個人学生会員について、当該団体（法人）会員から入会金又は会費若しくは入会金及び会費の免除申請があった場合

(2) 免除すべき相当の事由があると認める個人正会員又は個人学生会員

(3) 名誉会員

（会費の使途）

第１２条　会費はその 50%を、定款第４条に示す地震工学および地震防災に関する学術・技術・教育の進歩発展をはかり、地震災害の軽減に貢献する事業のように公益事業に使用し、残りの 50%は本学会の管理運営するために使用する。

第４章　会員の権利と特典

（会員の権利）

第１３条　定款第 3 章第 5 条第 4 項に記載の権利を持つ。

（会員の特典）

第１４条　会員は別に定める特典を受けることができる。

（会員資格喪失に伴う権利および義務）

第１５条　会員が会員資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第５章　雑則

（改廃）

第１６条　この規則の改廃は、理事会の決議をもって行い、社員総会に報告する。

附則

1）この規則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。

2）公益認定を受けた日は、2013 年 5 月 1 日である。

（別紙）

入会申込書に記載する主要事項

１　正会員及び学生会員

（１）入会に際しての誓約

（２）氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・Fax・メールアドレス

（３）勤務先名称、所属部署・役職名、住所、電話・Fax・メールアドレス

（４）最終学歴

（５）会費請求書及び資料等の送付先

（６）個人情報公開についての同意・不同意の確認

機関紙等での公表とその範囲（氏名、勤務先）

勤務先からの問合せがあった場合（氏名、会員種別、入会日）

２　法人会員

（１）入会に際しての誓約

（２）団体（法人）名、所在地

（３）代表者氏名、役職

（４）事務連絡者（氏名、所属部署、役職名、電話・Fax・メールアドレス）

（５）年会費額

入会の基準

１．正会員　地震工学・地震防災の分野に関する学歴・経験をもつ個人で、次の各号の一つに該当する者とする。

⑴ 大学を卒業した者

⑵ 高等専門学校または同程度以上の学校を卒業し、実務経験をもつ者

⑶ 高等学校を卒業し、実務経験をもつ者

⑷ 上記の分野以外を専門とする者または外国の学校を卒業した者の正会員としての資格は前各号に準じ、かつ、この会の目的に寄与するに必要な学識経験を持つ者とする。

⑸ その他理事会で、前各号と同等以上の資格ありと認められた者

２．法人会員　地震工学・地震防災およびこれらに関連する次の事業を営む法人等とする。

⑴ 建設業、建設設計業、建設コンサルタント、建材業、その他これらに準ずるもの

⑵ 製造業、公益事業、報道・情報事業、保険業、その他これらに準ずるもの

３．学生会員　地震工学あるいは地震防災に関連する学術・技術を学ぶため、大学院、大学、専門学校、高等学校およびこれに準ずる学校に在学中の個人とする。

公益社団法人 日本地震工学会財産管理運用規則

2012 年 12 月 7 日制定

第１章　総　　則

第１条（目的）この規則は、定款第７章による公益社団法人日本地震工学会（以下「本会」という。）の収支状況、財産の状態を明らかにし、真実明瞭な報告の提供と効率的運営を的達とする。

第２条（適用範囲）この規則は、本会の会計業務のすべてについて適用する。

第３条（会計の原則）本会の会計は法令、定款及びこの規程の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

第４条（会計年度）本会の会計年度は定款に定めるところにより、毎年４月１日より翌年３月 31 日とする。

第５条（規則の変更）この規則の変更は、理事会の議決により総会に報告するものとする。

第２章　　勘　定　及　び　帳　簿

第６条（勘定科目）本会の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。

第７条（帳簿等）会計帳簿は次のとおりとする。

１．主要帳簿

(1)総勘定元帳

(2)仕分帳（又は会計伝票）

２．補助帳簿

(1) 現金出納帳

(2) 預金出納帳

(3) 収支予算の管理に必要な帳簿

(4) 固定資産台帳

(5) 基本財産台帳

(6) 特定資産台帳

(7) 会費台帳

2　会計台帳は、公正な会計慣行の様式により作成すること。

第８条（会計責任者）会計責任者は会計担当理事（以下、「会計責任者」という。）とする。

第９条（帳簿書類の保存）帳簿、伝票、書類の保存期間は、会計担当理事中１名の検印を受けて、10 年保存しなければならない。

2　前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。

第３章　　予　算

第 10 条（目的）予算は明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って作成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

第11条 本会の事業計画と予算は、毎事業年度開始前に作成し、総会の承認を得なければならない。

2　前項の規則にかかわらず、総会開催前の年度当初の収入支出については、理事会の承認を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ業務を執行することができる。

第 12 条（予算の執行）予算の執行者は会長とし、その執行に当たっては、会長の委任を受けて会計責任者が行うものとする。

第 13 条（予備費の計上）予算しがたい支出に充てるため、相当額以上の予備費を計上することができる。

第 14 条（予算の流用）予算の執行に当たり、中科目相互間の資金の流用を行う必要が生じた場合、理事会の承認を得るものとする。

第 15 条（予備費の使用）予備費を支出する必要があるときは、理事会の承認を得なければならない。

第 16 条（予算の補正）予算の補正を必要とするときは、補正予算を作成し、総会の承認を得なければならない。

第４章　　出　納

第 17 条（金銭の範囲）この規則において、金銭とは、現金及び貯預金をいう。

2　現金とは、通貨のほか、小切手、郵便為替証書等の随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

3　手形及び有価証券は金銭に準じて扱う。

第 18 条（出納責任者）金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

2　出納責任者は会計責任者が任命する。

第 19 条（金銭の出納）金銭を収納したときは、日々銀行に預け入れ、支出に充ててはならない。

2　領収書は出納責任者が発行する。但し、会計責任者の判断が必要とされる場合は、会計責任者の承認を得て発行する。

3　支払は、原則として銀行振込によることとし、ただし、少額の支払い、その他これによりがたい場合には、現金払いによることができる。

第 20 条（現金及び公印管理）預金の名義人は会長とする。

2　出納に使用する印鑑は、出納責任者が保管し、押印するものとする。

3　金融関係との取引を開始し、又は廃止するときは、会長の承認を受けなければならない。

第 21 条（手許現金）出納責任者は、日々の現金支払に充てるため、必要最小限の手許現金を置くことができる。

第 22 条（残高照合）出納責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。

2　貯預金については、年度末のほか、必要に応じて残高証明書の残高と帳簿残高を照合しなければならない。

3　前２項の場合において、差額のあるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第 5 章　　固定資産

第 23 条（定義）固定資産とは、耐用年数１年以上で、かつ取得価額１０万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

第 24 条（取得価額）固定資産の取得価額は、次による。

(1)　購入に係るものは、その取得価額及びその付帯費用

(2)　贈与によるものは、そのときの適正な評価額

第 25 条（固定資産の管理）固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び異動について記録し、異動、毀損、減失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

第 6 章　　物　品

第 26 条（定義）物品とは、取得価額１０万円未満の有形固定資産をいう。

第 27 条（物品の管理）物品の管理のための台帳を備え、その管理は第 25 条による。

第 7 章　　決　算

第 28 条（計算書類の作成）本会は、毎事業年度終了後、速やかに次の財務表並びに収支計算書を作成し、監事の監査及び総会の承認を得て、事業報告書とともにホームページ上に公開しなければならない。

(1)　貸借対照表

(2)　正味財産増減計算書または損益計算書

(3)　財産目録

２　特別会計を設けている場合は、個々の書類の他に総括表を作成するものとする。

第 8 章　　雑　則

第 29 条　本規則を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

1) この規則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。

2) 公益認定を受けた日は、2013 年 5 月 1 日である。

公益社団法人 日本地震工学会総会規則

2012 年 12 月 7 日制定

第１章　総則

（目的）

第 1 条　この規則は公益社団法人日本地震工学会定款第 46 条に基づき、社員総会（以下、この規則では「総会」と略す）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（議決事項）

第 2 条　総会では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する事項および次の事項を決議する。

(1) 会員の除名

(2) 役員の選任と解任

(3) 役員報酬等に関する規程

(4) 事業報告・収支決算

(5) 重要な財産の取得・処分

(6) 事業計画および収支予算

(7) 定款の変更

(8) 重要な規則の設定および変更

(9) 解散

(10) 合併および事業の一部または全部の譲渡

(11) その他理事会が必要と認めた事項

(12) 正会員および法人会員の代表者（以下、この規則では「社員」と称する）の総数の 10 分の 1 以上から総会開催日 30 日以前に、あらかじめ議題として提出された事項

(14) その他定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第 5 条の通知に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

第２章　総会の招集の手続等

（招集の手続）

第 3 条　総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項

(3) 書面もしくは電磁的方法によって、議決権の行使を委任することができる旨

(4) 次に掲げる事項

イ 総会参考書類に記載すべき事項

ロ 書面による議決権行使の委任については、委任状を開催日の前日までに提出すべき旨

ハ 電磁的方法による議決権行使の委任については、開催日の前日までになすべき旨

ニ 書面もしくは電磁的方法による議決権行使の委任の方法

(5) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
イ 役員等の選任
ロ 役員等の報酬等
ハ 事業の全部の譲渡
ニ 定款の変更
ホ 合併

（臨時総会の招集）
第 4 条　会長は定款第 13 条で定めた臨時総会の開催にあたっては、その請求ののち 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

（招集の通知）
第 5 条　総会を招集するには、会長は、総会の開催日の 2 週間前までに、社員に対して書面または電磁的方法でその通知を発しなければならない。
2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類及び議決権行使の委任状その外必要な書類を同封しなければならない。

（議決権行使に関する基準日）
第 6 条　総会招集を決議した理事会の終了時点における社員を、当該総会に関して議決権を有する社員とする。

第３章　総会の開催

（会場の設営等）
第 7 条　総会の開催の際には会場を設営し議事運営に必要な職員等を配置する。

（社員の出席）
第 8 条　総会に出席する社員は、会場の受付において、会員証の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

（代理出席）
第 9 条　定款第 18 条による議決権の代理行使の委任状を提出した社員は出席として扱う。

（社員以外の者の出席）
第 10 条　理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。
2 会計監査人は、法令の定めがある場合のほか、議長の許可を得て総会に出席することができる。
3 この法人の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。

第４章　総会の議事

（議長の権限）

第 11 条　議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。
2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。
(1) 社員として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
(2) 議長の指示に従わない者
(3) 総会の秩序を乱した者
3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を棄損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

（定足数の確認）
第 12 条　議長は、総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告させなければならない。

（開会の宣言）
第 13 条　開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。

（開会時刻の繰り下げ）
第 14 条　議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している社員に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

（議題の付議の宣言）
第 15 条　議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。
2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

（理事等の報告又は説明）
第 16 条　議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。
2 社員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが社員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由があると議長が認める場合はこの限りではない。
3 法人法第 43 条、第 44 条又は 49 条第 3 項の規定により社員から提案があった場合、議長はその社員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

（議題の審議）
第 17 条　議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。
3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

（議事進行動議）
第 18 条　社員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。
2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
3 議長は、第 1 項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなときは直ちに却下することができる。

（議長不信任動議）
第 19 条　議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。
2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その総会の議長を出席社員の中から選出する。

（採決）
第 20 条　議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。
2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採択することができる。
3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
5 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
6 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。

（出席した社員の議決権の数）
第 21 条　総会の決議については定款第 17 条に基づくが、次の数の合計を出席社員の議決権の数とする。ただし、第 2 項に該当する数は議決権の数に加えない。
(1) 出席した社員本人の議決権の数
(2) 議決権行使書の委任状を開催日の前日までに提出した社員の議決権の数
(3) 電磁的方法により開催日の前日までに議決権行使の委任をした社員の議決権の数
2 書面または電磁的方法により他の社員に委任された議決権で、委任された社員が出席していない議決権は、議決権の数には加えない。

（議長の議決権）
第 22 条　議長は出席した社員とするが、議長個人としての議決権をもたない。ただし、賛否同数の場合のみ 1 個の議決権を有する。
2 書面または電磁的方法により他の社員に委任された議決権で、委任する社員が記されていない場合、

もしくは社員以外が記されている場合は議長に委任された議決権として扱う。
3 前第 1 項に関わらず、議長に委任された議決権は議決権の数に加え、議長が議決権を行使する。
（採決結果の宣言）
第 23 条　議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

（休憩）
第 24 条　議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

（延期又は続行）
第 25 条　総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。
2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに社員に通知しなければならない。
4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より 2 週間以内の日としなければならない。

（閉会）
第 26 条　議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

（議事録）
第 27 条　総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。
2 議長及び出席した理事のうち定款第 19 条第 2 項によって議事録署名人として指定された理事 2 名はこれに記名押印しなければならない。

（議事の経過及びその結果の報告）
第 28 条　議長は、欠席した社員に対して、書面又は電磁的記録をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。
2 代表理事は、総会の議事の経過及びその結果の概要を、会誌とホームページに掲載するものとする。

第 5 章　事務局

（事務局）
第 29 条　総会の事務局には、総務理事および事務局員がこれに当たる。

第 6 章　雑則

（改廃）
第 30 条　この規則の改廃は、理事会の決議を経て行い、総会にて報告する。

附則

1) この規則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。

2) 公益認定を受けた日は、2013 年 5 月 1 日である。

公益社団法人 日本地震工学会理事会規則

2012 年 12 月 7 日制定

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は公益社団法人日本地震工学会（以下、「この法人」という。）の定款第 46 条に基づき、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

（理事会の種類）

第２条　理事会は通常理事会と臨時理事会とし、通常理事会は年４回以上開催する。

２ 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の監事および理事から会長に招集の請求があったとき。ただし、請求は会議の目的である事項を明示して行う。

(3) 前号の請求があったときから 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、定款 30 条第 2 項に基づき、会長に事故があると見なして副会長、理事、監事が招集したとき。

３ 前項第２号の臨時理事会の招集の請求は書面または電磁的記録をもって行う。

（理事会の構成）

第３条　理事会はすべての理事をもって組織する。

第２章　理事会の招集

（招集者）

第４条　理事会は会長が招集する。ただし、定款 30 条第 2 項の定めに従い、各理事が招集する場合を除く。

２ 会長は第２条第２項第２号に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

３ 理事全員改選直後の理事会は各理事がこれを招集することができる。

（招集通知）

第５条　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的記録をもって、開催日の 1 週間前までに各理事および各監事に対して通知しなければならない。

２ 前項の規定に係らず、理事会は理事および監事の全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第 3 章　理事会の議事

（理事会の議長）

第６条　理事会の議長は会長がこれに当たる。

２ 前項に係らず、会長が欠席した場合または会長が第 8 条第 1 項の議決に加われない理事に該当する場合ならびに理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

（定足数）
第７条　理事会の定足数は理事の過半数とする。

（理事会の決議方法）
第８条　理事会に付議された事項は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
２ 前項の場合において議長は理事として表決に加わることはできない。

（決議の省略）（メール審議の制限）
第９条　定款第32条第2項に基づき理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

（報告の省略）（メール審議の利用）
第１０条　理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を書面または電磁的記録により通知した場合においては、その事項を理事会で報告することを要しない。
２ 前項の規定は第 19 条第 1 項の規定による報告には適用しない。

（監事の出席）
第１１条　監事は理事会に出席し、必要な場合は意見を述べることができる。
２ やむを得ず監事が理事会を欠席する場合、監事は議事録の写しおよび資料により、議事の経過およびその結果を確認し、必要な場合は意見を書面または電磁的記録により理事および監事の全員に通知することができる。

（オブザーバー）
第１２条　会長が必要と認めるときは議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

（議事録と署名）
第１３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２ 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（議事録の配布）
第１４条　議長は欠席した理事および監事に対して、議事録の写しおよび資料を配布して議事の経過およびその結果を遅滞なく報告するものとする。

２ 議事録の保管と閲覧は一般規則第 17 条による。

第４章　理事会の権限

（権限）

第１５条　この理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の選定および解職

（決議事項）

第１６条　理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

ア法令に定める事項

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 代表理事（会長）および執行理事（副会長、専務理事）の選定・解職

(3) 社員総会の日時および場所ならびに議事に付すべき事項の決定

(4) 社員総会の招集の決定および臨時総会の開催の決定

(5) 重要な財産の処分および譲受、および多額の借入

(6) 事務局長等の重要な使用人の選任・解任

(7) 従たる事務所、その他重要な組織の設置、変更、および廃止

(8) 特別の利害関係を有する理事に関する事項

(9) 事業計画書および収支予算書等の承認

(10) 事業報告および収支決算ならびに財産目録の承認

(11) 定款の変更およびこの法人の解散

(12) その他法令に定める事項

イ定款に定める事項

(1) 規則・規程類の制定、変更、および廃止

①一般規則

②会員規則

③財産管理運用規則

④総会規則

⑤理事会規則

(2) 会長の代行順序の指名

(3) 入会の可否の決定

(4) 会費不納の会員の権利一部停止

(5) その他定款に定める事項

ウその他重要な業務執行に関する事項

(1) 理事会の運営に関する事項

(2) 下記の規程の制定、変更および廃止

①委員会運営規程

②地震災害対応体制に関する諸規程

③特定費用準備資金取扱規程

④情報公開規程
⑤個人情報保護方針
⑥その他本会の運営に必要な規程
(3) 役員等の職務権限の決定
(4) 委員会の設置および廃止ならびに委員の委嘱および解嘱
(5) 会員の資格喪失の決定
(6) 会計に関する事項
①予算の流用および積立金取り崩し
②固定資産の購入と廃却
③一時借入金の借り入れと返済
④その他会計に関する重要な事項
(7) 表彰に関する事項の決定
(8) 国際連携および学際連携に関する事項の決定
(9) 地震災害対応に関する事項の処理
(10) 学会としての対外的意見の表明およびそれに伴う行動
(11) 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
①大会・講演会等の開催企画の承認
②調査研究受託の諾否決定と実施体制の決定
③図書の刊行等の決定
④その他重要な契約等
(12) 重要な事業その他の争訟の処理
(13) その他理事会が必要と認める事項の処理
①各委員会から申し出があった事項
②各理事から申し出があった事項
２ 理事会は次の事項を定時総会への付議事項とする。
(1) 本年度事業報告と収支報告
(2) 次期役員の提案および重要な委員会構成の報告
(3) 次年度事業計画と収支予算
(4) 定款の変更提案および規則の変更報告
(5) その他定款および規則・規程に定める事項
(6) その他この法人にとって重要と認められる事項

（理事の取引の承認）
第１７条　理事およびその関係者がこの学会と取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
(1) 取引する理由
(2) 取引の内容
(3) 取引の相手方・金額・時期・場所
(4) 取引が正当であることを示す参考資料
(5) その他必要事項

２ 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

（責任の免除）
第１８条　理事会は役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には法令に従った手続きを経て賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
（報告事項）
第１９条　会長および執行理事は毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で、2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
２ 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
３ 理事が第 17 条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第５章　役員の選出

（選挙の実施）
第２０条　理事会が第 16 条第 2 項第 2 号に規定する次期役員の提案をするに当たり、会長および監事については事前に総正会員による選挙を行って会員の多数意思を確認するものとし、会長候補者選挙の当選人を理事候補に含め、かつ監事候補者選挙の当選人を監事候補として提案する。ただし、各当選人に事故あるときはこの限りではない。
２ 前項の定めに関わらず、監事候補については監事候補者の同意を得なければ、総会の議案とすることができない。
３ 選挙権と被選挙権は正会員のみが有するものとし、正会員 1 名に付き 1 個とする。
４ 選挙の実施については理事会が別に定める選挙規程に従うものとする。
５ 選挙規程の制定および変更ならびに廃止は総会への報告事項とする。

（代表理事）
第２１条　理事会は代表理事を選出する。
２ 前項の代表理事の選出にあたって、前条の選挙結果を参考にするものとする。
３ 代表理事は会長に就任する。
４ 理事会は代表理事を解職することができる。後任の代表理事は前 2 項によらず、理事の中から選出する。

（執行理事）
第２２条　代表理事は自己を除く理事の中から 1 名から 4 名を執行理事の候補者として指名し、理事会が執行理事として選出する。
２ 理事会は執行理事を解職することができる。

（副会長，専務理事，担当理事の指名）
第２３条　会長は執行理事の中から２ないし３名を、順位とともに副会長に指名し、理事会で選出する。
２ 会長は必要に応じて副会長以外の理事から 1 名を専務理事に指名し、理事会で選出することができる。
３ この法人の各事業を担当する理事の候補者は、理事が推薦し、理事会において選考する。
４ 理事会は副会長および専務理事ならびに総務理事および担当理事の職を解くことができる。ただし、第 22 条第 2 項により執行理事が解職された場合は、自動的にその執行理事が就任していた副会長は解職されるものとする。

（役員任期・任期の開始日・就任日）
第２４条　役員任期の開始日は、その役員が選任された総会が終了したときからとする。ただし、役員としての職務を開始する期日は理事会で定める。
２ 役員任期の満了は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
３ 役員任期の満了以降も、新たな役員が就任するまで役員の職務を継続する。役員任期途中で辞任した場合は新たな補欠の役員が就任するまでとする。ただし、役員を補充しない場合は理事会で役員職務の終了日を定める。
４ 会長以外の理事の重任および監事の再任を認める。ただし、専務理事を除き、連続する就任年数が 4 年を越えないように重任または再任の任期を定めるように理事会は努める。専務理事は連続する就任年数の制限を設けない。
５ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
６ 定時社員総会で選出された理事は直ちに臨時理事会を開催して以下を行い、社員に速やかに公表する。
(1) 会長の任期が満了する場合、次期の会長を選出。
(2) 執行理事の任期が満了する場合、次期の執行理事を選出。
(3) 副会長の任期が満了する場合、次期の副会長を選出。
(4) 専務理事の任期が満了し、次期も専務理事を置く場合、次期の専務理事を選出。
(5) 次期の理事が担当する事業の指名。
７ 理事、監事または代表理事の変更に伴って 2 週間以内に変更の登記を行う。

（会長業務の代行）
第２５条　会長に事故あるとき、または欠けたときは、下記に示す順位により会長業務を代行する。
(1) 第一副会長
(2) 第二副会長
(3) 第三副会長
(4) その他の理事
２前項において、第三副会長が選出されない場合、次位の代行予定者が繰り上がるものとする。

第 6 章　理事および監事の業務

（会長の業務）

第２６条　会長の業務は以下の通りとする。

(1) 会長は本会を代表し、この法人の業務の執行を指揮する。

(2) 総会を招集し、総会の議長となる。

(3) 理事会を招集し、理事会の議長となる。

(4) この法人の財産を管理・運用する。

(5) この法人の収支決算を作成する。

(6) 事務局長以外の事務局の重要な使用人を任免する。

(7) 事務局の組織・運営について必要な事項を定める。

(8) 表彰委員会、功績賞選考委員会委員長、功労賞選考委員会、名誉会員選考委員会の委員長となること。

（副会長の業務）

第２７条　副会長は、次の職務を行う。

(1) 会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、第 25 条に基づいてその業務を代行する。

(2) 業務執行理事として次の事業を執行する。

① 総務・会計・将来構想・地震被害

② 調査研究・事業

③ 会員・情報・国際対応

④ その他定款第 3 条に示される目的を達成するために必要となる事業

(3) 前項に示す事業を執行するための委員会の委員長もしくは委員となること。

(4) 調査研究・事業を執行する副会長は、研究統括委員会と論文賞選考委員会の委員長となること。

(5) 功績賞選考委員会、功労賞選考委員会、名誉会員選考委員会の委員となること。

（専務理事の業務）

第２８条　会長の命を受け、会長および副会長を補佐し、会務全般の運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項の会務を処理すること。

２ 会長、副会長、理事、監事からの特別依頼事項を処理すること。

３ 事務局長を通じて事務局を統率すること。

４ 対外関係機関との関連事項について協議交流をはかること。

（理事の業務）

第２９条　会長以外の理事の業務分掌は理事会で定める。

２ 会長を含む理事の職務権限は理事会で定める。

３ 業務分掌と職務権限は理事が改選された場合、理事会で速やかに定めるものとする。

４ 業務分掌と職務権限は必要に応じて理事会の議決により変更できる。

５ 理事は、会長の裁決を経て、事務局に自己の業務の一部を代行させ、および自己の権限を委譲することができる。

６ 標準的な業務分掌と職務権限を理事会議決により定めておき、実際の業務分掌と職務権限の策定に

資するものとする。
７ 理事は、第27条第2項に示す事業を執行するための委員会の委員長もしくは委員となること。
（個別事項）
第３０条　総務理事、会計理事、会員理事、学術理事、情報理事、事業理事、調査研究担当理事は各項に示す業務を行うものとする。
２ 総務理事は、諸会議および本学会の企画・運営、諸規程に関する事項、渉外事項、その他の理事の分掌に属さない事項を行う。功績賞選考委員会、名誉会員選考委員会の委員となること。
３ 会計理事は、収支予算および決算、財産の管理および処分、出納および会計の管理、この会に対する寄付行為、その他会計に関する一般的事項を行う。論文賞選考委員会の委員となること。
４ 会員理事は、会員の身分、入会および退会、スペシャルアドバイザー制度、会員名簿の整備、その他会員に関する事項を行う。功績賞選考委員会、名誉会員選考委員会の委員となること。
５ 学術理事は、学術・技術の進歩発展のための施策、学術交流、技術指導、委託研究、研究補助、その他研究に関する事項を行う。論文集を発行する。論文集編集委員会、論文奨励賞選考委員会の委員長、論文賞選考委員会の委員となること。
６ 情報理事は、会員に地震工学およびその周辺の学術や技術等に関する情報提供を行ってコミュニケーションを促進させること、本学会の活動を広く一般に公表することを行う。学会誌の発行、JAEE NEWSLETTER の発行、JAEE ニュースの配信、Web の管理を行う。会誌編集委員会、情報コミュニケーション委員会の委員長と副委員長、論文賞選考委員会の委員となること。
７ 事業理事は、大会、国際シンポジウム、講習会に関する事項、地震工学の普及のための刊行事業、その他地震工学に関する啓発活動を行う。事業企画委員会、国際研究発表会実施委員会、優秀論文発表賞選考委員会の委員長、大会実行委員会の委員長と副委員長となること。
８ 調査研究理事は、地震工学分野の調査・研究を進展させ、調査・研究を広く国内外に還元して社会の地震防災性向上に貢献する事項を行う。研究委員会を設立し、研究委員会が初期の目的を達成できるように活動の評価、助言、指導、研究成果の普及のための刊行事業を行う。研究統括委員会、論文賞選考委員会の委員となること。
９ 理事は、定款第３条に示される目的を達成するために設置される委員会の委員長や委員となること。

（監事の業務、権限）
第３１条　監事は次に掲げる職務を行う。
(1)理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
(2)この法人の業務および財産を監査すること
(3)総会および理事会に出席し、必要に応じて意見を述べること
(4)理事が不正な行為をし、もしくはその恐れがあると認める場合、または法令もしくはこの定款に違反する事実または著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
(5)前号の報告をするため必要がある場合は、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
(6)理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること

(7)理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
(8)その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
２ 監事は次に掲げる権限を持つ
(1)監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
(2)監事の選任等に関する法令上の権限

第７章 雑 則

（電磁的記録）
第３２条　この規則において電磁的記録とは法人法第 89 条に定めるものとする。

（改廃）
第３３条　この規則の改廃は理事会の議決によるものとし、総会に報告する。

附則
1） この規則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
2） 公益認定を受けた日は、2013 年 5 月 1 日である。

公益社団法人 日本地震工学会
第 1 回 社 員 総 会 議 案

（1）一般社団法人日本地震工学会（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）
第 1 号議案　平成 24 年度事業報告 …… 1
第 2 号議案　平成 24 年度収支決算報告 …… 11
　　平成 24 年度監査報告 …… 27
（2）一般社団法人日本地震工学会（平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 4 月 30 日）
第 1 号議案　平成 25 年度事業計画 …… 29
第 2 号議案　平成 25 年度収支予算 …… 31
第 3 号議案　平成 25 年度事業報告 …… 33
第 4 号議案　平成 25 年度収支決算報告 …… 35
　　平成 25 年度監査報告 …… 45
（3）公益社団法人日本地震工学会（平成 25 年 5 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）
第 1 号議案　平成 25 年度理事・監事の選任 …… 47
第 2 号議案　平成 25 年度選挙管理委員会委員の選任 …… 49
第 3 号議案　平成 25 年度役員候補推薦委員会委員の選任 …… 51
第 4 号議案　平成 25 年度事業計画 …… 53
第 5 号議案　平成 25 年度収支予算 …… 63
第 6 号議案　名誉会員の推挙 …… 65

（別冊）
資料 1 平成２４年度事業報告書
資料 2 平成２４年度組織図
資料 3 平成２４年度役員分掌
資料 4 平成２４年度委員名簿

平成２５年５月２４日（金）
建築会館ホール

公益社団法人 日本地震工学会
東京都港区芝五丁目 26 番 20 号　建築会館内
TEL：03-5730-2831　FAX：03-5730-2830

一般社団法人　日本地震工学会

（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）

第１号議案　平成 24 年度 事業報告

「日本地震工学会（JAEE）」は、地震工学および地震防災に関する学術・技術の進歩発展をはかり、もって地震災害の軽減に貢献することを目的として、平成 13 年（2001 年）1 月 1 日に、東京都港区芝 5 丁目 26 番 20 号を事務所として設立された。その後、平成 22 年 2 月 4 日に一般社団法人日本地震工学会を設立（登記）し、平成 22 年 5 月 20 日の総会において、日本地震工学会から一般社団法人日本地震工学会に全事業を移行した。

平成 25 年 3 月時点における会員数は、名誉会員 24 名、正会員 1130 名、学生会員 141 名、法人会員 89 団体である。平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月に至る平成 24 年度の本会の事業の概要は以下のとおりである。なお、事業活動の詳細は「平成 24 年度事業報告書」として資料 1 に添付している。さらに平成 24 年度の組織図を資料 2、役員分掌を資料 3、各委員会の委員名簿を資料 4 にそれぞれ示す。

１．社員総会

１－１．第３回社員総会の開催

第 3 回社員総会を平成 24 年 5 月 24 日（木）13：30～19：00 に建築会館ホールにおいて行った。

総会前に東京大学名誉教授阿部勝征先生の基調講演「今後懸念される巨大地震」、平成 23 年度功績賞・功労賞・感謝状の贈呈式、スペシヤルアドバイザー委嘱式、論文賞および論文奨励賞の贈呈式と受賞者による記念講演を行った。

澤本理事が定足数 628 名に対して委任状を含む出席者は 704 名であったことを報告し、定款第 16 条に規定された総会開催の要件を満足していることが確認されたため、一般社団法人日本地震工学会第 3 回社員総会の開会を宣言した。

定款第 17 条に従って、川島一彦会長が議長となった。

議案審議の前に、川島会長より理事会がこの 1 年間に取り組んできた事項と、今後の 1 年間で取り組むべき事項について説明があった。

第 1 号議案：平成 23 年度事業報告（澤本理事）、第 2 号議案：平成 23 年度収支決算報告（東理事）及び平成 23 年度監査報告（河村監事）は、出席社員全員の賛成を以って承認された。

第 3 号議案：平成 24 年度理事の選任では、議長より理事候補者 19 名および監事候補者 2 名の紹介があり、理事、監事は出席社員全員の賛成を以って承認された。

第 4 号議案：平成 24 年度選挙管理委員会委員の選任では、議長より委員 4 名の紹介があり、出席社員全員の賛成を以って承認された。

第 5 号議案：平成 24 年度役員候補推薦委員会委員の選任では、議長より 10 名の紹介があり、出席社員全員の賛成を以って承認された。

第 6 号議案：平成 24 年度事業計画は矢部理事より、第 7 号議案：平成 24 年度収支予算は大谷理事からそれぞれ説明があり、出席社員全員の賛成を以って承認された。

第 8 号議案：公益社団法人への移行については澤本理事より説明があった。社員から出された公益社団法人への移行することの利点や事務作業の増大が負担とならないかという質問に対して、澤本理事と鴫原事務局長よりそれぞれ説明が行われた後、採決を行い、出

席社員全員の賛成を以って承認された。

第 8 号議案：名誉会員推挙は、議長より、名誉会員 3 名の推挙について説明があり、出席社員全員の賛成を以って承認された。議案の審議終了後に、名誉会員への認定証の授与式を行った。

広域・システム災害対応特別調査研究委員会東畑委員長より、「地震被害の軽減と復興に向けた提言－東日本大震災を受けて－」（案）の紹介があり、出席者から意見を頂き、出された意見を踏まえた修正は、広域・システム災害対応特別調査研究委員会に一任することが了承された。

１－２．臨時社員総会

臨時社員総会を平成 24 年 11 月 09 日（金）11:50～12:30 に東京・国立オリンピック記念青少年総合センターセンター棟セ-501 号室において行った。

定足数 823 名に対して委任状を含む出席者は 939 名であることが報告され、定款第 43 条に規定される「定款の変更」を決議するために必要な定足数を満たしていることから、臨時社員総会の開会が宣言された。

定款第 17 条に従って、川島一彦会長が議長となった。

議案審議の前に、公益社団法人化推進委員会委員長である当麻副会長より公益社団法人化に関する準備状況の説明が行われた。

矢部理事から、公益社団法人化を踏まえた定款改定案が説明され、出席社員全員の賛成を以って承認された。

矢部理事から、公益社団法人化の申請作業の中で定款改定案に今後微修正が生じる可能性があること、微修正が生じた場合の決議と関連規則の変更に関する報告を会長に一任することが提案され、出席社員全員の賛成を以って承認された。

２．理事会活動

日本地震工学会の活動を審議するために理事会を 7 回開催した。議案の審議・議決を行い、本会の運営方針について懇談すると同時に、事務的事項の報告、入退会者の承認、他学会からの共催・後援等依頼の承認を行った。なお、理事会の開催日および主な議事は資料 1 の事業報告書に記載している。

平成 24 年度の理事会において実施した主な活動は次のとおりである。

１）地震被害の軽減と復興に向けた提言－東日本大震災を受けて－の意見表明

東日本大震災の教訓に基づき、個別の技術的提言ではなく、技術者から考えた日本国地震防災の将来に関する意見表明を行った。意見表明は、国、地震防災の専門家の他、国民に対しても行われた。また、地震工学会の決意表明も盛り込まれている。

２）2009 年イタリア・ラクイラ地震に関連した科学技術者に対する有罪判決について学会声明を公表

地震情報の分析と情報の伝達が慎重に行われなかったとして 6 名の地震学者、地震工学者と 1 名の政府関係者が過失致死罪を問われていた裁判で、2012 年 10 月 22 日にイタリアの裁判所が出した、科学的に正当な地震評価を行った 6 名の地震学者、地震工学者に対する有罪判決に対して、日本地震工学会は強い懸念の意を表明した。

３）16WCEE（第 16 回世界地震工学会議）の日本招致への取組

16WCEE 誘致委員会を日本地震工学会に組織し、16WCEE の日本招致への活動を行った。

４）15WCEE 寄付の実施

第 15 回世界地震工学会議（15WCEE）における発展途上国からの参加者を支援するための寄付並びに、展示ブース借り上げ費用の寄付を募集し、数多くの会員から賛同の寄付金を頂いた。

５）第 1 回日本地震工学会国際シンポジウムの開催

日本に滞在中の留学生、研究者向けの英語による発表、論文投稿の場を設けると同時に、日本人学生、研究者に対する英語による論文発表の場とするため、すべて英語による研究発表会を企画し、第 1 回「日本地震工学会国際シンポジウム（International Symposium on Earthquake Engineering, JAEE）」を 2012 年 11 月 8 日～10 日に日本地震工学会大会-2012 と同時開催した。3 日間を通じた参加者は、91 名であった。

６）６学会災害調査等積立金を設立

2012 年 3 月 3 日と 4 日に開催した東日本大震災国際シンポジウムの剰余金を基に、6 学会（日本地震工学会、日本建築学会、土木学会、地盤工学会、日本機械学会、日本地震学会）共通の災害対応事業（主に若手の海外地震被害調査への支援）に充当することを目的とした「6 学会災害調査等積立金」を日本地震工学会内に設立した。

７）東日本大震災合同調査報告書の作成

関連 7 学会（日本建築学会，土木学会，地盤工学会，日本機械学会，日本地震学会，日本都市計画学会，日本原子力学会）と協力して、東日本大震災合同調査報告書編集委員会を組織し、東日本大震災合同調査報告を作成している。日本地震工学会は、地震・地震動編（共通編）と原子力編を幹事学会として関連学会と協力して作成中である。

８）日本地震学会との連携

日本地震工学会と日本地震学会の会長懇談会を行い、両学会が連携や交流ができる場で

は連携・交流を図っていくこととなった。

９）公益社団法人化の申請

公益社団法人化推進委員会と事務局を中心に作業を行い、2012 年 12 月 7 日に電子申請を行った。電子申請後の内閣府大臣官房公益法人行政担当室からの修正依頼にも対応した。

10）日本地震工学会誌の発行を年 2 回から 3 回に

会員への情報提供を充実させるために、次年度から学会誌の発行を年 2 回から年 3 回に増やすこととし、この方針で編集作業を開始した。

11）News Letter の配信開始

月 2 回配信していた JAEE News を月 1 回に変更し、News Letter を年 4 回（6 月，9 月，12 月，3 月）配信することにした。News Letter は、会員から寄せられた情報や、情報コミュニケーション委員会の委員が収集した最新の情報を基に編集され、会員に伝えるべき情報は何かという視点に立った日本地震工学会誌を補完する情報誌である。JAEE News は、各種行事の開催案内や募集および事務局からの連絡等の広報を担う。

12）日本地震工学会大会-2012 を開催

2012 年 11 月 8 日～10 日に、日本地震工学大会-2012 を開催した。論文発表数 175 編、3 日間を通じた参加者は 332 名（学生 88 名を含む）であった。

13）研究論文の英語化を促進のために日本地震工学会論文集投稿規程を改定

研究論文の英語化を促進するために、英語によるオリジナル原稿の投稿に加えて、日本地震工学会論文集に掲載された和文原稿を、著者の責任において英文化した論文を発刊できるようにした。

14）ウェブサイトの機能充実

会員がウェブから自身の表彰履歴を入力できる機能、各委員会の共有エリアを設け情報（PDF のみ）を共有できる機能、大会への論文投稿システム、国際シンポジウム投稿システムを作成した。

15）日本地震工学シンポジウムの残余金の適正な処理

日本地震工学シンポジウムの残余金を適切に管理するために，他の関連学会と協議し，日本地震工学会に日本地震工学シンポジウム運営積立金を設立する準備を整えた。

16）震災対策技術展に対する協力形態の見直し

従来、日本地震工学会会長が震災対策技術展実行委員会委員長となることにより、対外的には日本地震工学会が主催しているように見えていたが、実際には日本地震工学会が主催している訳ではないことから、次年度以降の震災対策技術展に対する協力のしかたを見直した。

３．委員会活動

【総務・会計関係】

1)総務部会

社員総会（通常、臨時）の運営、理事会の運営、事務局体制の整備、定款・規則・規程の整備、その他、学会運営に関する庶務を行った。

2)会計部会

各年度収支決算の立案、監事による会計監査、予算管理月報の管理、理事会への会計報告、公益法人申請に必要となる会計資料の作成を行った。

3)将来構想委員会

若手会員の確保と海外会員の確保およびマスコミとの交流を活動方針としたが、委員全員が公益法人化推進対応を優先したため、今年度は具体的な施策を行うまでには至らなかった。

4)地震災害対応委員会

次に示す 4 地震の地震情報の配信・共有を行った。

地震情報の配信：2012.8.11 イラン北西部の地震（Mw6.4、6.3），2012.9.7 中国雲南省の地震（Mw5.7、5.6）

理事会での地震情報の共有：2012.10.27 カナダ西海岸沖の地震（Mw7.7），2013.3.27 台湾中部の地震（Mw6.5）

5)3 学会地震被害調査連絡会

大地震が起こった際に、情報共有や合同調査団の派遣等を協議するための本会の窓口で、本年度は新委員の推薦と連絡網の整備を行った。また、以下の２地震に対して、３学会間で地震情報の共有を行った。

2012.8.11 イラン北西部の地震（Mw6.4、6.3），2012.9.7 中国雲南省の地震（Mw5.7、5.6）

6)公益社団法人化推進委員会

第 3 回社員総会（平成 24 年 5 月 24 日）で承認された第 8 号議案「公益社団法人への移行について」に示された移行スケジュールに従って「定款・規則類の修正」と「財務内容の見直しと公益目的事業比率等の検討」を行い、公益認定申請を行った。

【会員・情報関連】

7)会員部会

会費未納者対策、名誉会員候補の推薦、会員名簿の公開と閲覧システムの構築、その他会員に関わる諸施策について検討・実施した。

8) 情報コミュニケーション委員会

従来の電子広報委員会を改組し､新規タスクのために再構築された委員会で､News Letter を創刊し、9，12，3 月に発刊した。JAEE News を毎月発行する他、ホームページの情報を随時更新、アンケート調査を実施し、ホームページ等への学会員の要望等を把握した。

9)会誌編集委員会

平成 24 年 7 月会誌 No.17（東日本大震災特集号３）と平成 25 年 1 月会誌 No.18（東日本大震災特集号４）を発行した。

【事業・国際関連】

国際化活動を国際委員会に一本化し、国際化対応委員会が担当していた IAEE への支援活動は次年度からは、別途委員会を設立することになった。

10)国際委員会

強震記録販売用英文 WEB ページの整備、会費のカード支払い移行の作業を開始した。また、15WCEE におけるブース展示を担当した。

11)16WCEE 誘致委員会

目標とした 16WCEE の日本誘致は成功しなかったが、日本で WCEE を実施するための会場、予算、体制、プログラム等を検討し、十分、WCEE を国内で実施可能であることを明らかにした。これは、今後の WCEE の日本誘致活動に大きく貢献する。また、WCEE の日本誘致を中心とする国際活動に貢献できる若手研究者の育成に貢献した。

12)事業企画委員会

最近話題の南海トラフに関連して企画した講演会、見学会、一般市民向けの行事等を企画、開催した。

E-ディフェンス振動台実験見学会（参加者数 50 名）、西大阪における津波・高潮対策施設見学会（参加者数 19 名）、平成２４年度防災展 ～首都直下地震に備えよう～・防災グッズおよび地震被害のパネル展示、第 17 回震災対策技術展・免制震模型、防災グッズ、地震被害のパネル展示、第 3 回震災予防講演会「関東大震災と富士山噴火～目立たぬ神奈川の災害要因～」（参加者数 138 名）を実施した。

13)大会実行委員会 2012

2012 年 11 月 8 日～10 日に、東京・代々木の国立オリンピック記念青少年総合センターで開催した。発表論文数 175 編、参加者 332 名（学生の参加 88 名を含む）であった。

14)国際研究発表会実施委員会

2012 年 11 月 8 日～10 日に、東京・代々木の国立オリンピック記念青少年総合センターで日本地震工学会大会-2012 と同時並行という形で、第 1 回日本地震工学会国際シンポジウムを開催した。論文数 65 編、参加者は 91 名であった。

【学術・調査研究関連】

15)論文集編集委員会

日本地震工学論文集第 12 巻第 2 号(2012 年 5 月，4 編)、第 12 巻第 3 号（2012 年 8 月，4 編）、第 12 巻第 6 号（2012 年 11 月，10 編）、第 12 巻第 7 号（2012 年 11 月，5 編）、第 13 巻第 1 号（2013 年 2 月，4 編）を刊行した。第 12 巻第 6 号は、特集号「リモートセンシングによる災害評価−近年の地震・津波への適用−」として刊行した。

英文論文集発刊に向けて論文投稿規定の見直しを行った。

16)論文集特集号編集委員会

日本地震工学論文集特集号「2011 年東日本大震災」を 3 回に分けて発刊した。その 1（日本地震工学会論文集第 12 巻第 4 号）は 2012 年 9 月に発行し掲載論文 28 編、その 2（日本地震工学会論文集第 12 巻第 5 号）は 2012 年 11 月に発行し掲載論文 15 編、その 3（日本

地震工学会論文集第 13 巻第 2 号）は 2013 年 3 月に発行し掲載論文 6 編であった。

特集号「2011 年東日本大震災」その 1～3 を合わせた掲載論文・報告は、49 編であり、投稿から 1 年以内に、ほぼすべての論文・報告を掲載することができた。

17）研究統括委員会

各研究委員会に、研究活動の成果を日本地震工学会のウェブサイトに掲載し、また英文での情報発信に努めることを依頼した。

委員会終了時には、成果報告の一環として、報告会開催と報告書作成を行うことを依頼した。その結果、2 つの委員会が成果報告会を開催した。

2 つの委員会を新規に立ち上げた。

17-1）津波対策とその指針に関する研究委員会（平成 23 年 4 月～平成 26 年 3 月、委員長：松冨英夫）

海域・陸域施設、建築物の津波対策および津波避難に対する対策を研究・提案することを目的として、2011～2012 年度には、以下の活動を行った。

1) 2006 年ジャワ島南西沖地震津波、2007 年ソロモン諸島地震津波、2009 年サモア地震津波、2010 年チリ地震津波、2011 年東北地方太平洋沖地震津波の現地調査・研究による成果をシンポジウム、講演会、報告会等で公表し、津波の啓発で社会貢献。
2) 第 61 回理論応用力学講演会の OS（2012）、第 9 回日本地震工学会年次大会の OS（2012）で研究活動成果の報告。
3) 2011 年東北地方太平洋沖地震津波による防災施設、水産施設、橋梁、鉄筋コンクリート造建物の被害の実態や特徴を日本地震工学会主催の講演会「東日本大震災の津波被害の教訓」にて報告（2011 年 10 月）。

17-2）システム性能を考慮した産業施設諸機能の耐震性評価研究委員会（平成 23 年 2 月～平成 25 年 3 月，委員長：高田一）

産業施設の諸機能を建屋、設備機器、什器類、ユーティリティなどが連なったシステムとして捉え、システムとしての目標耐震性能を満たすように構成要素の耐震評価を行う設計法や評価法の提案を目的として以下の活動を行った。

1) 東日本大震災での産業施設の被災調査報告を各委員で持ち寄り、報告することによって、問題意識の共有化を図った。
2) 日本地震工学会大会-2012 でオーガナイズドセッション「基盤施設・産業施設のシステム安全性評価と復旧早期化戦略」を実施した。発表論文数は 4 編であった。
3) 東日本大震災の被災調査を含めた研究会の成果報告書を作成した。現在、成果報告会の開催を準備中である。

17-3）地盤情報データベースを用いた表層地質が地震動特性に及ぼす影響に関する研究委員会（平成 22 年 12 月～平成 25 年 12 月、委員長：山中浩明）

東北地方太平洋沖地震において各地域で得られた地震動特性の理解および強震による被害原因の解明について、深部および表層地盤データに基づいて検討された。巨大地震による強震動の特徴として、その周期帯域が広いことが挙げられる。そのため、地震動特性の理解には、表層地盤から深部地盤、さらに地殻構造の情報が必要であることが指摘された。

本委員会では、最近の地盤情報のデータベースを活用して表層の地盤や地質が地震動に及

ぼす影響について検討するとともに、実際の地震被害と表層地盤との関係から被害を説明できる地盤増幅解析技術の研究推進を目的として、以下の活動を行った。

1) 日本地震工学会大会-2012 年度においてオーガナイズドセッション「東北地方太平洋沖地震および想定される巨大地震による強震動と地盤増幅特性の評価」を実施した。発表論文は 11 編で、参加者約 50 名であった。東北地方太平洋沖地震時の大加速度記録に対する地盤増幅の影響評価、基盤地震動の距離減衰特性、震源モデル化に関する検討、首都圏の深部地盤と長周期地震動の関係について報告され、議論がなされた。
2) 「東北地方太平洋沖地震の地震動と地盤」に関する国内ワークショップを開催した。参加者数は 86 名であった。震源特性からサイト特性まで幅広いテーマで講演を行い、活発な質疑応答があった。震源では強震動から長周期までの統一的な震源像が必要であること、大加速度が観測された地点や地盤被害が発生した地域では局所的な地盤不整形性や地形の影響が大きかったことが指摘された。関東平野におけるやや長周期地震動については震源の方位性の影響、海域の深部地盤構造の影響が大きいこと、液状化被害では本震に続く余震の影響も大きいことが示された。これらの発表内容資料として「東北地方太平洋沖地震の地震動と地盤」を作成した。
3) これまでの検討結果について海外の研究者と議論し、広く世界に発信するために、2013 年度国際ワークショップを開催することとし、10thIWSMRR（微動に関する国際ワークショップ）とのジョイント開催とする方向で調整した。

17-4）東日本大震災によるライフライン被害データベース検討委員会（平成 23 年 10 月～平成 26 年 3 月，委員長：鍬田泰子）

東日本大震災によるライフラインの地震被害資料を収集し、GIS 上でデータベースを構築するとともに、今後の学術研究やライフライン事業体の地震対策技術の知見となるためのデータベースの活用方策の提案を目的として以下の活動を行った。

1) 日本地震工学会大会-2012 に、論文 2 編を投稿した。
2) いわき市水道局と本委員会の共同研究を 2012 年 8 月に締結した。
3) いわき市水道・下水道、磐城共同ガスからデータの提供を受けた。
4) 水道管路および東日本大震災による管路被害については、GIS データベースを構築した。その上で、管路の復旧過程の分析および被害地点の地形・地盤条件の分析を行い、分析結果をいわき市水道局に報告すると共に、成果データを水道局に提供した。

17-5）原子力安全のための耐津波工学の体系化に関する調査委員会（平成 24 年 9 月～平成 25 年 8 月，委員長：亀田弘行）

原子力発電所の津波に対する安全を確保するための構造工学的体系を「耐津波工学」と規定し、その具体的方法論を体系化することを目的として次のような活動を行った。

1) 成果目標（報告書）の骨子を定めた。
2) 東日本大震災における原子力発電所の対応を検証した。
3) 報告書の各章ごとの討議を開始した。

17-6）津波などの突発大災害からの避難の課題と対策に関する研究委員会（平成 24 年 8 月～平成 26 年 3 月，委員長：後藤洋三）

東日本大震災では津波から避難できなかった 1 万 9 千名余の人命が失われた。懸念される南海トラフ巨大地震において同じ様な事態を起こしてはならない。また首都直下地震等

で発生しうる様々な避難の課題に対処することも必要である。そのような背景から、津波等の突発災害からの避難の課題を調査研究し、対策検討に資することを目的として以下の活動を行った。

1) 今年度は部会（WG）ごとの基礎調査や準備作業が中心であったが、概ね計画通りの進捗であった。
2) 日本地震工学会大会-2012 でオーガナイズドセッション「東日本大震災における避難・対処行動」を実施した。発表論文数は 10 編で、参加者は 40 名であった。

18) 東日本大震災合同報告書作成委員会

8 学会合同震災報告書編集委員会において、報告書の巻構成、体裁、フォーマットの共通化、報告書作成担当委員会の立ち上げ、報告書執筆状況の把握等を行った。

地震・地震動編の作成は順調に進展しており、平成 25 年度中に刊行予定である。

原子力編の刊行は平成 26 年度中に目処を付ける予定である。

英文報告書に関しては、平成 25 年度からスタート予定である。

【表彰関係】

19) 功績賞選考委員会

功績賞として 2 名の個人と 4 団体を選考し、理事会に推薦し承認された。

20) 論文賞選考委員会

2012 年度論文賞対象論文 2 編を選考し、理事会に推薦し承認された。

論文賞選考委員会内規を 2012 年 3 月 25 日付けで更新した。

21) 論文奨励賞選考委員会

論文奨励賞 2 名を選考し、理事会に推薦し承認された。

22) 優秀論文発表賞選考委員会

日本地震工学会大会 2012 では 6 名、日本地震工学会第 1 回国際シンポジウムでは 10 名の優秀論文発表者を選考し、理事会に推薦し承認された。

23) 功労賞選考委員会

功労賞として 3 名の個人を選考し、理事会に推薦し承認された。

４．他学会との交流

本会の目的に沿った事業活動の一環として、関連学協会との共催事業 1 件、後援事業 8 件、協賛事業 7 件を承認した。具体的な内容は資料 1 の事業報告に記載する。

５．次年度に積み残した活動および今後の課題

平成 24 年度に企画したが、次年度に積み残しとなった課題は以下の通りである。

1)ウェブサイトを用いた会費や資料購入決済

2)海外会員の増強

3)スペシャルアドバイザー制度の普及と活動の拡充

- スペシャルアドバイザー制度と連携した小中高校生徒や社会人に対する地震工学の出前講座
- スペシャルアドバイザー制度を活用した「地震発災時の速報情報の英文化」，「日本の地震工学研究に関する基礎情報の英文提供」

4)財政の基盤強化（会員数の確保・維持，出版物・データ販売，委員会活動成果収入の増加策）に関する検討

5)マスコミへの情報提供と情報交換の検討

6)3 学会地震被害調査連絡会を通した連携学会の拡大

7)地震工学に関わる専門用語の解説集を電子辞書としてウェブサイトに掲載

8)英文ウェブサイトの充実

IAEE ウェブサイトの related organizations に JAEE の掲載を目指す

EERI ウェブサイトとのリンク

9)英文 JAEE ニュースの発行

10) News Letter やウェブサイトを利用した研究委員会の研究活動成果の情報発信の推進

第2号議

平成24年度一般社団法人日本地震工学会収支決算書(案)

平成 24年 4月 1日から平成 25年 3月31日まで

科　　目	予算額	決算額	増　減	備　　考
Ⅰ事業活動収支の部				
１．事業活動収入				
入会金収入	50,000	39,000	11,000	
正会員入会金収入	50,000	39,000	11,000	1,000円×39名
会費収入	17,100,000	15,139,500	1,960,500	
正会員会費収入	12,000,000	10,899,500	1,100,500	正会員　1130名
学生会員会費収入	100,000	100,000	0	学生会員 141名
法人会員会費収入	5,000,000	4,140,000	860,000	法人会員　89団体
一般事業収入	1,850,000	2,147,950	-297,950	
論文投稿料収入	1,600,000	1,465,000	135,000	
調査研究収入	50,000	322,950	-272,950	調査研究委員会報告書販売、講習会参加費
広報収入	200,000	360,000	-160,000	会誌広告収入
企画事業収入	2,100,000	971,260	1,128,740	
参加費収入	2,000,000	971,260	1,028,740	参加費収入（E-Defence見学会、東日本大震災講習会、西大阪津波高潮対策見学会他）
その他雑収入	100,000	0	100,000	
年次大会事業収入	2,480,000	3,249,960	-769,960	国際シンポジウム併催
展示出展収入	480,000	920,000	-440,000	@80,000-×4社、@100,000-×6社
参加費収入	1,800,000	2,228,960	-428,960	年次大会 379名参加、国際シンポ　91名参加
懇親会収入	200,000	101,000	99,000	参加者　41名
寄付金収入	0	705,000	-705,000	15WCEE活動寄付金
雑収入	600,000	1,244,994	-642,480	
受取利息収入	0	2,514	-2,514	
その他雑収入	600,000	1,242,480	-642,480	強震記録データ頒布、資料販売収入
事業活動収入計	24,180,000	23,497,664	682,336	
２．事業活動支出				
事業費支出	17,150,000	16,131,641	1,018,359	
論文事業費支出	2,170,000	2,359,512	-189,512	
雑給支出	1,550,000	1,542,300	7,700	論文台帳整理作業
会議費支出	20,000	19,162	838	会議室費
旅費交通費支出	200,000	212,210	-12,210	
委託費支出	400,000	585,840	-185,840	JSTAGE書誌情報作成及び公開作業委託
会誌事業費支出	2,200,000	3,191,456	-991,456	
会議費支出	50,000	119,923	-69,923	会議室費、取材費
旅費交通費支出	50,000	490,234	-440,234	
通信運搬費支出	300,000	311,619	-11,619	会誌発送費
印刷製本費支出	1,000,000	1,321,320	-321,320	会誌第17号、第18号発行
委託費支出	800,000	948,360	-148,360	会誌発行に伴う編集委託業務
広報事業費支出	400,000	0	400,000	
印刷製本費支出	400,000	0	400,000	和文・英文パンフレット改訂版
国際交流事業費支出	1,320,000	2,519,317	-1,199,317	
会議費支出	20,000	0	20,000	
海外広報費	1,000,000	0	1,000,000	
ＩＡＥＥ支援費	300,000	288,210	11,790	ＩＡＥＥ支援事務費等
15WCEE関連支出	0	2,227,107	-2,227,107	
雑支出	0	4,000	-4,000	
調査研究事業費支出	2,920,000	1,160,066	1,759,934	
会議費支出	1,600,000	375,441	1,224,559	
旅費交通費支出	500,000	409,521	90,479	
印刷製本費支出	400,000	310,464	89,536	
会場使用料支出	160,000	64,640	95,360	
地震災害対応委員会	260,000	0	260,000	
表彰関係事業費支出	620,000	423,656	196,344	
会議費支出	120,000	50,710	69,290	会議室費、旅費
印刷製本費支出	500,000	372,946	127,054	賞状･ケース
企画事業費支出	1,870,000	2,260,103	-390,103	
会議費支出	150,000	134,862	15,138	
旅費交通費支出	1,100,000	1,509,221	-409,221	
印刷製本費支出	170,000	165,220	4,780	配布資料他印刷製本費
会場使用料支出	300,000	316,828	-16,828	会場費、備品費、看板代等
講師謝金支出	120,000	118,710	1,290	講師謝礼、旅費
他団体共催事業費	30,000	15,262	14,738	共催事業分担金（学術会議事業）

科　　目	予算額	決算額	増　減	備　　考
特別調査事業費支出	1,500,000	0	1,500,000	
会議費等支出	1,000,000	0	1,000,000	
印刷製本費支出	500,000	0	500,000	（東日本大震災合同調査報告書(DVD)作成予算）
ＩＴ事業費支出	1,900,000	1,330,957	569,043	
会議費支出	50,000	21,782	28,218	
旅費交通費支出	50,000	5,240	44,760	
サーバー関連費支出	600,000	399,255	200,745	レンタルサーバ代
委託費支出	1,200,000	904,680	295,320	Web更新作業委託
年次大会事業費支出	2,250,000	2,886,574	-636,574	国際シンポジウム併催
会議費支出	330,000	382,686	-52,686	
印刷製本費支出	1,100,000	1,374,240	-274,240	
会場使用料支出	400,000	410,610	-10,610	会場使用料、アルバイト代他
雑支出	20,000	123,668	-103,668	
懇親会支出	200,000	239,000	-39,000	大会懇親会
展示設営費支出	200,000	356,370	-156,370	展示レンタル設営　業者代他
管理費支出	11,230,000	10,985,950	244,050	
給料手当支出	4,600,000	4,059,095	540,905	事務局職員、アルバイト代
通信運搬費支出	300,000	291,720	8,280	電話代、資料発送費、切手代等
税理士報酬	600,000	567,210	32,790	税理士会計監査費
理事会　会議費支出	500,000	461,339	38,661	
理事会　旅費交通費	200,000	183,025	16,975	
総会　　会議費支出	300,000	262,461	37,539	会議室費、旅費
総会　　印刷製本費支出	200,000	191,955	8,045	
法人化検討支出	30,000	39,412	-9,412	公益法人化推進委員会会議室費
選挙管理費支出	300,000	277,632	22,368	会議室費、郵送費
役員推薦委支出	300,000	38,584	261,416	会議室費、旅費
消耗品費支出	800,000	1,157,628	-357,628	コピー機リース費、事務用品費、消耗品費
賃借料支出	1,850,000	1,806,274	43,726	家賃、共益費、光熱費等
租税公課支出	70,000	71,070	-1,070	法人都民税
支払手数料支出	0	8,750	-8,750	
会員関連費支出	1,000,000	1,044,257	-44,257	会費請求、郵送料、名簿更新、新カード作成
雑支出	180,000	525,538	-345,538	強震記録データ作成費、ガード支払手数料
事業活動支出計	28,380,000	27,117,591	1,262,409	
事業活動収支差額	-4,200,000	-3,619,927	-580,073	
Ⅱ投資活動収支の部				
１．投資活動収入				
特定資産取崩収入	0	0	0	
地震災害調査積立金取崩収入	0	0	0	
６学会特別事業積立金取崩収入	0	0	0	
事業運営積立引当資産取崩収入	0	0	0	
特別事業積立金取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
２．投資活動支出				
特定資産取得支出	4,000,000	4,000,000	0	
地震災害調査積立金取得支出	500,000	500,000	0	
６学会特別事業積立金取得支出	3,500,000	3,500,000	0	2012国際シンポ収益を新規積立金とした。
事業運営積立引当資産取得支出	0	0	0	
特別事業積立金取得支出	0	0	0	
固定資産取得支出	0	840,000		WEB 会員名簿管理システム機能追加
投資活動支出計	4,000,000	4,840,000	-840,000	
投資活動収支差額	-4,000,000	-4,840,000	840,000	
Ⅲ財務活動収支の部				
１．財務活動収入	0		0	
財務活動収入計	0	15,396	-15,396	立替金
２．財務活動支出	0		0	
財務活動支出計	0	15,396	-15,396	立替金返金
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ予備費支出				
当期収支差額	-8,200,000	-8,459,927	259,927	
前期繰越収支差額	11,286,702	11,579,203	-292,501	
次期繰越収支差額	3,086,702	3,119,276	-32,574	

決 算 報 告 書

自　　平成24年 4月 1日
至　　平成25年 3月31日

一般社団法人　日本地震工学会

東京都港区芝５丁目２６番２０号
建築会館内

貸借対照表

平成25年 3月31日現在

一般社団法人　日本地震工学会
一般会計

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　資産の部			
1．流動資産			
現金預金	3,484,346	7,767,203	△ 4,282,857
現金	35,444	19,030	16,414
普通預金	910,522	2,353,093	△ 1,442,571
郵便振替口座	2,538,380	5,395,080	△ 2,856,700
未収金	0	3,847,000	△ 3,847,000
流動資産合計	3,484,346	11,614,203	△ 8,129,857
2．固定資産			
(2) 特定資産			
特別事業積立預金	7,550,000	7,550,000	0
地震災害調査積立預金	1,990,000	1,490,000	500,000
事業運営積立預金	400,000	400,000	0
6学会地震災害積立金	3,500,000	0	3,500,000
特定資産合計	13,440,000	9,440,000	4,000,000
(3) その他固定資産			
什器備品	4,311	37,745	△ 33,434
無形固定資産	4,699,758	4,915,526	△ 215,768
敷金	726,768	726,768	0
その他固定資産合計	5,430,837	5,680,039	△ 249,202
固定資産合計	18,870,837	15,120,039	3,750,798
資産合計	22,355,183	26,734,242	△ 4,379,059
Ⅱ　負債の部			
1．流動負債			
未払金	275,070	0	275,070
前受会費	90,000	30,000	60,000
預り金	0	5,000	△ 5,000
流動負債合計	365,070	35,000	330,070
負債合計	365,070	35,000	330,070
Ⅲ　正味財産の部			
1．指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2．一般正味財産	21,990,113	26,699,242	△ 4,709,129
（うち特定資産への充当額）	(13,440,000)	(9,440,000)	(4,000,000)
正味財産合計	21,990,113	26,699,242	△ 4,709,129
負債及び正味財産合計	22,355,183	26,734,242	△ 4,379,059

正味財産増減計算書

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

一般社団法人　日本地震工学会
一般会計

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	[39,000]	[50,000]	[△ 11,000]
正会員入会金	39,000	50,000	△ 11,000
受取会費	[15,139,500]	[15,552,500]	[△ 413,000]
正会員会費	10,899,500	11,051,500	△ 152,000
学生会員会費	100,000	101,000	△ 1,000
法人会員会費	4,140,000	4,400,000	△ 260,000
一般事業収益	[2,147,950]	[780,000]	[1,367,950]
論文投稿料収益	1,465,000	600,000	865,000
調査研究収益	322,950	0	322,950
広報収益	360,000	180,000	180,000
企画事業収益	[971,260]	[2,664,154]	[△ 1,692,894]
参加費収益	971,260	2,664,154	△ 1,692,894
年次大会事業収益	[3,249,960]	[2,914,000]	[335,960]
展示出展収益	920,000	800,000	120,000
参加費収益	2,228,960	1,936,000	292,960
懇親会収益	101,000	178,000	△ 77,000
国際シンポジウム事業収益	[0]	[11,325,719]	[△ 11,325,719]
参加費収益	0	11,325,719	△ 11,325,719
受取寄付金	[705,000]	[200]	[704,800]
雑収益	[1,244,994]	[2,389,366]	[△ 1,144,372]
受取利息	2,514	2,920	△ 406
その他雑収益	1,242,480	2,386,446	△ 1,143,966
経常収益計	23,497,664	35,675,939	△ 12,178,275
(2) 経常費用			
事業費	[16,131,641]	[22,711,450]	[△ 6,579,809]
論文事業費	(2,359,512)	(1,497,785)	(861,727)
雑給	1,542,300	1,336,815	205,485
会議費	19,162	13,650	5,512
旅費交通費	212,210	147,320	64,890
委託費	585,840	0	585,840
会誌事業費	(3,191,456)	(3,976,833)	(△ 785,377)
会議費	119,923	138,996	△ 19,073
旅費交通費	490,234	63,224	427,010
通信運搬費	311,619	479,555	△ 167,936
印刷製本費	1,321,320	1,907,640	△ 586,320
委託費	948,360	1,387,418	△ 439,058
国際交流事業費	(2,519,317)	(295,410)	(2,223,907)
雑費	4,000	0	4,000
IAEE支援費	288,210	295,410	△ 7,200
15WCEE関連費	2,227,107	0	2,227,107
調査研究事業費	(1,160,066)	(1,179,716)	(△ 19,650)
会議費	375,441	165,131	210,310
旅費交通費	409,521	710,405	△ 300,884
印刷製本費	310,464	0	310,464
会場賃借料	64,640	0	64,640
講師謝金	0	30,000	△ 30,000
地震災害対応委	0	274,180	△ 274,180
表彰関係事業費	(423,656)	(216,095)	(207,561)
会議費	50,710	0	50,710
印刷製本費	372,946	216,095	156,851

科目	当年度	前年度	増減
企画事業費	(2,260,103)	(3,703,135)	(△1,443,032)
会議費	134,862	177,357	△42,495
旅費交通費	1,509,221	1,342,940	166,281
印刷製本費	165,220	1,519,651	△1,354,431
会場賃借料	316,828	432,663	△115,835
講師謝金	118,710	215,262	△96,552
他団体共催事業費	15,262	15,262	0
IT事業費	(1,330,957)	(1,623,862)	(△292,905)
会議費	21,782	0	21,782
旅費交通費	5,240	0	5,240
サーバー関連費	399,255	307,212	92,043
委託費	904,680	1,316,650	△411,970
年次大会事業費	(2,886,574)	(2,801,210)	(85,364)
会議費	382,686	569,590	△186,904
印刷製本費	1,374,240	1,267,900	106,340
会場賃借料	410,610	691,440	△280,830
懇親会費	239,000	252,000	△13,000
雑費	123,668	20,280	103,388
展示事業費	356,370	0	356,370
10周年記念事業	(0)	(228,350)	(△228,350)
会議費	0	162,150	△162,150
旅費交通費	0	66,200	△66,200
国際シンポジウム事業費	(0)	(7,189,054)	(△7,189,054)
会議費	0	1,234,516	△1,234,516
旅費交通費	0	18,340	△18,340
消耗品費	0	3,529,612	△3,529,612
印刷製本費	0	1,055,061	△1,055,061
会場賃借料	0	1,212,330	△1,212,330
雑費	0	139,195	△139,195
管理費	[12,075,152]	[9,779,841]	[2,295,311]
給料手当	4,059,095	4,026,840	32,255
通信運搬費	291,720	332,408	△40,688
減価償却費	1,089,202	292,501	796,701
理事会会議費	(644,364)	(500,080)	(144,284)
会議費	461,339	328,640	132,699
旅費交通費	183,025	171,440	11,585
総会費	(454,416)	(485,664)	(△31,248)
会議費	262,461	485,664	△223,203
印刷製本費	191,955	0	191,955
法人化検討費	39,412	0	39,412
選挙管理費	277,632	0	277,632
役員推薦関係費	38,584	0	38,584
消耗什器備品費	0	176,925	△176,925
消耗品費	1,157,628	626,126	531,502
賃借料	1,806,274	1,820,887	△14,613
租税公課	71,070	70,000	1,070
支払手数料	8,750	0	8,750
税理士報酬	567,210	651,420	△84,210
会員関連費	1,044,257	157,090	887,167
雑費	525,538	639,900	△114,362
経常費用計	28,206,793	32,491,291	△4,284,498
評価損益等調整前当期経常増減額	△4,709,129	3,184,648	△7,893,777
評価損益等計	0	0	0

科　　目	当年度	前年度	増　減
当期経常増減額	△ 4,709,129	3,184,648	△ 7,893,777
2．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	[0]	[748,232]	[△ 748,232]
経常外費用計	0	748,232	△ 748,232
当期経常外増減額	0	△ 748,232	748,232
当期一般正味財産増減額	△ 4,709,129	2,436,416	△ 7,145,545
一般正味財産期首残高	26,699,242	24,262,826	2,436,416
一般正味財産期末残高	21,990,113	26,699,242	△ 4,709,129
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	21,990,113	26,699,242	△ 4,709,129

収支計算書

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

一般社団法人　日本地震工学会
一般会計

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異
Ⅰ　事業活動収支の部			
1．事業活動収入			
入会金収入	[50,000]	[39,000]	[11,000]
正会員入会金収入	50,000	39,000	11,000
会費収入	[17,100,000]	[15,139,500]	[1,960,500]
正会員会費収入	12,000,000	10,899,500	1,100,500
学生会員会費収入	100,000	100,000	0
法人会員会費収入	5,000,000	4,140,000	860,000
一般事業収入	[1,850,000]	[2,147,950]	[△ 297,950]
論文投稿料収入	1,600,000	1,465,000	135,000
調査研究収入	50,000	322,950	△ 272,950
広報収入	200,000	360,000	△ 160,000
企画事業収入	[2,100,000]	[971,260]	[1,128,740]
参加費収入	2,000,000	971,260	1,028,740
その他雑収入	100,000	0	100,000
年次大会事業収入	[2,480,000]	[3,249,960]	[△ 769,960]
展示出展収入	480,000	920,000	△ 440,000
参加費収入	1,800,000	2,228,960	△ 428,960
懇親会収入	200,000	101,000	99,000
寄付金収入	[0]	[705,000]	[△ 705,000]
雑収入	[600,000]	[1,244,994]	[△ 644,994]
受取利息収入	0	2,514	△ 2,514
その他雑収入	600,000	1,242,480	△ 642,480
事業活動収入計	24,180,000	23,497,664	682,336
2．事業活動支出			
事業費支出	[17,150,000]	[16,131,641]	[1,018,359]
論文事業費支出	(2,170,000)	(2,359,512)	(△ 189,512)
雑給支出	1,550,000	1,542,300	7,700
会議費支出	20,000	19,162	838
旅費交通費支出	200,000	212,210	△ 12,210
委託費支出	400,000	585,840	△ 185,840
会誌事業費支出	(2,200,000)	(3,191,456)	(△ 991,456)
会議費支出	50,000	119,923	△ 69,923
旅費交通費支出	50,000	490,234	△ 440,234
通信運搬費支出	300,000	311,619	△ 11,619
印刷製本費支出	1,000,000	1,321,320	△ 321,320
委託費支出	800,000	948,360	△ 148,360
広報事業費支出	(400,000)	(0)	(400,000)
印刷製本費支出	400,000	0	400,000
国際交流事業費支出	(1,320,000)	(2,519,317)	(△ 1,199,317)
会議費支出	20,000	0	20,000
海外広報費	1,000,000	0	1,000,000
IAEE支援費	300,000	288,210	11,790
15WCEE関連支出	0	2,227,107	△ 2,227,107
雑支出	0	4,000	△ 4,000
調査研究事業費支出	(2,920,000)	(1,160,066)	(1,759,934)
会議費支出	1,600,000	375,441	1,224,559
旅費交通費支出	500,000	409,521	90,479
印刷製本費支出	400,000	310,464	89,536
会場使用料支出	160,000	64,640	95,360
地震災害対応委	260,000	0	260,000
表彰関係事業費支出	(620,000)	(423,656)	(196,344)
会議費支出	120,000	50,710	69,290

科目	予算額	決算額	差異
印刷製本費支出	500,000	372,946	127,054
企画事業費支出	(1,870,000)	(2,260,103)	(△390,103)
会議費支出	150,000	134,862	15,138
旅費交通費支出	1,100,000	1,509,221	△409,221
印刷製本費支出	170,000	165,220	4,780
会場使用料支出	300,000	316,828	△16,828
講師謝金支出	120,000	118,710	1,290
他団体共催事業費	30,000	15,262	14,738
特別調査事業費支出	(1,500,000)	(0)	(1,500,000)
会議費支出	1,000,000	0	1,000,000
印刷製本費支出	500,000	0	500,000
ＩＴ事業費支出	(1,900,000)	(1,330,957)	(569,043)
会議費支出	50,000	21,782	28,218
旅費交通費支出	50,000	5,240	44,760
サーバー関連費支出	600,000	399,255	200,745
委託費支出	1,200,000	904,680	295,320
年次大会事業費	(2,250,000)	(2,886,574)	(△636,574)
会議費支出	330,000	382,686	△52,686
印刷製本費支出	1,100,000	1,374,240	△274,240
会場使用料支出	400,000	410,610	△10,610
雑支出	20,000	123,668	△103,668
懇親会費	200,000	239,000	△39,000
展示事業費	200,000	356,370	△156,370
管理費支出	[11,230,000]	[10,985,950]	[244,050]
給料手当支出	4,600,000	4,059,095	540,905
通信運搬費支出	300,000	291,720	8,280
税理士報酬	600,000	567,210	32,790
理事会会議費支出	(700,000)	(644,364)	(55,636)
会議費	500,000	461,339	38,661
旅費交通費	200,000	183,025	16,975
総会費支出	(500,000)	(454,416)	(45,584)
会議費	300,000	262,461	37,539
印刷製本費	200,000	191,955	8,045
法人化検討支出	30,000	39,412	△9,412
選挙管理費支出	300,000	277,632	22,368
役員推薦委支出	300,000	38,584	261,416
消耗品費支出	800,000	1,157,628	△357,628
賃借料支出	1,850,000	1,806,274	43,726
租税公課支出	70,000	71,070	△1,070
支払手数料支出	0	8,750	△8,750
会員関連費支出	1,000,000	1,044,257	△44,257
雑支出	180,000	525,538	△345,538
事業活動支出計	28,380,000	27,117,591	1,262,409
事業活動収支差額	△4,200,000	△3,619,927	△580,073
Ⅱ 投資活動収支の部			
1．投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2．投資活動支出			
特定資産取得支出	[4,000,000]	[4,000,000]	[0]
地震災害調査積立預金取得支出	500,000	500,000	0
6学会地震災害積立金支出	3,500,000	3,500,000	0
固定資産取得支出	[0]	[840,000]	[△840,000]
投資活動支出計	4,000,000	4,840,000	△840,000

科　　目	予算額	決算額	差　異
投資活動収支差額	△ 4,000,000	△ 4,840,000	840,000
Ⅲ　財務活動収支の部			
1．財務活動収入			
借　入　金　収　入	[0]	[15,396]	[△ 15,396]
財務活動収入計	0	15,396	△ 15,396
2．財務活動支出			
借　入　金　返　済　支　出	[0]	[15,396]	[△ 15,396]
財務活動支出計	0	15,396	△ 15,396
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 8,200,000	△ 8,459,927	259,927
前期繰越収支差額	11,286,702	11,579,203	△ 292,501
次期繰越収支差額	3,086,702	3,119,276	△ 32,574

財産目録

平成25年 3月31日現在

一般社団法人　日本地震工学会
一般会計

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金　額
（流動資産）				
	現金	手元保管	運転資金として	35,444
	預金	普通預金		910,522
		三菱東京ＵＦＪ銀行・田町支店№0103167		910,522
		郵便振替口座		2,538,380
流動資産合計				3,484,346
（固定資産）				
特定資産				
	特別事業積立預金		地震防災の軽減と社会の安全性貢献事業	7,550,000
	三菱東京ＵＦＪ銀行・田町支店№0219299			7,550,000
	地震災害調査積立預金		地震災害の緊急対応事業	1,990,000
	三菱東京ＵＦＪ銀行・田町支店№0125194			1,990,000
	事業運営積立預金		本会の運営に対応する事業	400,000
	三菱東京ＵＦＪ銀行・田町支店№0125212			400,000
	６学会地震災害積立金		6学会共通国内外の災害対応事業	3,500,000
	三菱東京ＵＦＪ銀行・田町支店№0491639			3,500,000
その他固定資産				
	什器備品			4,311
	無形固定資産			4,699,758
	敷金			726,768
固定資産合計				18,870,837
資産合計				22,355,183
（流動負債）				
	未払金		ＨＰ定期メンテナンス後期費用、会議室料他	275,070
	前受会費		平成25年正会員会費9名分	90,000
	正会員			90,000
流動負債合計				365,070
負債合計				365,070
正味財産				21,990,113

財務諸表に対する注記

平成 25 年 3 月 31 日

1.重要な会計方針

「公益法人会計基準」による会計処理を採用しております。

(1) 固定資産の減価償却の方法

1) 什器備品については定率法を採用している。

2) 無形固定資産については定額法を採用している。

定額法による減価償却を実施しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込み方式を採用しております。

2.特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
特別事業積立金	7,550,000	0	0	7,550,000
地震災害調査積立金	1,490,000	500,000	0	1,990,000
事業運営積立金	400,000	0	0	400,000
6 学会地震災害積立金	0	3,500,000	0	3,500,000
合　計	9,440,000	4,000,000	0	13,440,000

3.特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
特別事業積立金	7,550,000	0	7,550,000	0
地震災害調査積立金	1,990,000	0	1,990,000	0
事業運営積立金	400,000	0	400,000	0
6 学会地震災害積立金	3,500,000	0	3,500,000	0
小計	13,440,000	0	13,440,000	0
合計	16,924,346	0	16,924,346	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

（単位：円）

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	558,167	553,856	4,311
無形固定資産	5,838,840	1,139,082	4,699,758
合計	6,397,007	1,692,938	4,704,069

減 価 償 却 費

一般社団法人　日本地震工学会

償却資産全体

自：平成　２４年　４月　１日
至：平成　２５年　３月３１日

(方法) 種別	資　産　名（細目）	取得 年月	圧縮記帳額等 取 得 価 額	償却の基礎額 期首簿価(期増)	簿 価 減	耐用 年数	償却率	償却 月数	特別償却額 普通償却額	当期償却額	期 末 簿 価	摘　　要
定率 2	液晶プロジェクター	22.06.08	13,812	1 1		2	1.000	12		0	1	日本地震工学会より受入 償却済
定率 2	収納家具一式	22.06.08	39,289	1 1		2	1.000	12		0	1	日本地震工学会より受入 償却済
定率 2				0			0.000		0	0	0	
定率 2				0			0.000		0	0	0	日本地震工学会より受入
定額 9	PCA公益法人会計V.9	22.06.08	143,337	143,337 11,946		2	0.500	12	11,946	11,946	0	日本地震工学会より受入 償却済
定率 2	ｻｰﾊﾞｰ OPTIMIZER-SV	22.06.08	315,766	16,128 16,128		3	0.833	12	13,434	13,434	2,694	日本地震工学会より受入 償却済
定率 2	ｻｰﾊﾞｰ　設置費用 OPTIMIZER-SV	22.06.08	189,300	9,669 9,669		3	0.833	12	8,054	8,054	1,615	日本地震工学会より受入 償却済
				0			0.000		0	0	0	
定額 1				0			0.000		0	0	0	
定額 1	無形固定資産 総会出欠web化ｿﾌﾄ	24.03.25	4,998,840	4,998,840 4,915,526		5	0.200	12	999,768	999,768	3,915,758	
定額 1	無亭固定資産 会員管理システム機能追加	25.12.04	840,000	840,000 840,000		5	0.200	4	56,000	56,000	784,000	
定額 1				0		1	1.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
	合　　計		6,540,344	0 5,793,271	0				1,089,202	1,089,202	4,704,069	

減 価 償 却 費

一般社団法人　日本ｻ

一括償却資産

自：平成　２４年　４月　１日
至：平成　２５年　３月３１日

(方法) 種別	資　産　名（細目）	取得 年月	圧縮記帳額等 取 得　価 額	償却の基礎額 期首簿価(期増)	簿　価　減	耐用 年数	償却率	償却 月数	特別償却額 普通償却額	当期償却額	期 末 簿 価	摘　　要
均等 11	HP用ﾊﾟｿｺﾝ	18.07.06	135,450	135,450 0		3	0.000	12	0	0	0	償却済
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
	合　　計		135,450	0 0	0				0	0	0	

監 査 報 告 書

一般社団法人日本地震工学会
会長　川　島　一　彦　殿

平成25年4月25日

監事　河村壮一

監事　翠川三郎

一般社団法人日本地震工学会定款第21条により、第36条による平成24年4月1日から平成25年3月31日までにおける事業報告及び決算報告について、下記の書類により監査の結果、適正に処理実施されたことを報告する。

1. 監査方法
   (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧などの必要な監査手続きを実施するとともに、理事（会計担当）から報告を受け、計算書類等につき検討を加えた。
   (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事からの業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧などの必要な監査手続きを実施することによる業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査結果
   (1) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書、財産目録につき監査の結果、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財産状態を正しく示していると認める。
   (2) 業務報告の内容は適正であると認める。
   (3) 理事の職務執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実はないと認める。

以上

一般社団法人　日本地震工学会

（平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 4 月 30 日）

第 1 号議案　平成 25 年度 事業計画

一般社団法人日本地震工学会は 2013 年 5 月 1 日に公益社団法人への移行が認定されました。よって、一般社団法人日本地震工学会平成 25 年度事業計画（2013 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日）を平成 25 年度公益社団法人日本地震工学会として平成 25 年度事業計画（2013 年 5 月 1 日～2014 年 3 月 31 日）に移行する。

第 2 議案　平成 25 年度 収支予算

一般社団法人日本地震工学会は 2013 年 5 月 1 日に公益社団法人への移行が認定されました。よって、一般社団法人日本地震工学会平成 25 年度収支予算（2013 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日）から、平成 25 年度一般社団法人日本地震工学会の決算（2013 年 4 月 1 日～4 月 30 日）を処理した予算を、公益社団法人日本地震工学会の平成 25 年度収支予算（2013 年 5 月 1 日～2014 年 3 月 31 日）とする。

第 3 号議案　平成 25 年度 事業報告

「日本地震工学会（JAEE）」は、地震工学および地震防災に関する学術・技術の進歩発展をはかり、もって地震災害の軽減に貢献することを目的として、平成 13 年（2001 年）1 月 1 日に、東京都港区芝 5 丁目 26 番 20 号に事務所をおいて設立された。その後、平成 22 年 2 月 4 日に一般社団法人日本地震工学会を設立（登記）し、平成 22 年 5 月 20 日の総会において、日本地震工学会から一般社団法人日本地震工学会へ全事業を移行した。

平成 24 年 5 月 24 日の総会において、一般社団法人から公益社団法人への移行計画が承認され、公益社団法人化推進委員会を中心に公益社団法人認定の申請準備を進めてきた。平成 24 年 12 月 7 日に電子申請を行い、平成 25 年 5 月 1 日に内閣府より認定証の交付を受け、公益社団法人日本地震工学会に移行することになった。

平成 25 年 4 月の時点における会員数は、名誉会員 24 名、正会員 1089 名、学生会員 95 名、法人会員 87 団体である。平成 25 年度 4 月 1 日から平成 25 年度 4 月 30 日に至る平成 25 年度の本会の事業の概要は以下のとおりである。

理事会活動

4 月 5 日

会計事務所による定期会計監査

情報コミュニケーション委員会開催

4 月 10 日

総務・会計合同部会開催：平成 24 年度事業報告と収支決算の確認、平成 25 年度事業計画と収支予算の作成

4 月 11 日

情報コミュニケーション委員会開催

拡大正副会長会議開催

4 月 12 日

内閣府公益認定等委員会より公益社団法人への移行が認可された旨の連絡を受けた。

4 月 13 日

淡路島付近を震源とする M6.3 の地震が発生し、震度 6 弱以上の地震動が観測されたため、地震災害対応活動に関する規程第 3 条に従って災害情報の収集と公開をウェブサイトで開始した。地震災害対応委員会と情報コミュニケーション委員会が対応した。

4 月 16 日

イラン・パキスタン国境付近で M7.8 の地震が発生し、甚大な被害が発生したため、地震災害対応活動に関する規程第 3 条に従って災害情報の収集と公開をウェブサイトで開始した。地震災害対応委員会と情報コミュニケーション委員会が対応した。

4 月 17 日

日本地震工学会（田村理事）より、土木学会，日本建築学会，地盤工学会へイラン・パキスタン国境付近で発生した地震の被害調査団の派遣を視野に入れた情報交換と情報の共有化を提案した。

公益社団法人化に伴うウェブサイトの更新について、ウェブサイトの管理を依託している業者と打合せ。

JAEE NEWS No. 264 の配信

4 月 18 日

第 21 回理事会開催

4 月 20 日

中国四川省で M6.6 の地震が発生し、甚大な被害が発生したため、地震災害対応活動に関する規程第 3 条に従って災害情報の収集と公開をウェブサイトで開始した。地震災害対応委員会と情報コミュニケーション委員会が対応した。

4 月 25 日

平成 24 年度監事監査会開催

４月 26 日

公益認定等委員会より，日本地震工学会が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条に規定する公益認定の基準に適合すると認められることの内閣総理大臣宛の答申書を受領。

４月 26 日から 30 日

5 月 1 日付けで認定される公益社団法人日本地震工学会としての、ウェブサイトを事務局・総務部会および依託先と連携して準備した。

第4号議

平成25年度一般社団法人日本地震工学会収支決算書(案)

平成 25年 4月 1日から平成 25年 4月30日まで

科　　目	予算額	決算額	増　減	備　　考
Ⅰ事業活動収支の部				
１．事業活動収入				
入会金収入	35,000	14,000	21,000	
正会員入会金収入	35,000	14,000	21,000	
会費収入	15,600,000	6,061,000	9,539,000	
正会員会費収入	11,000,000	3,867,000	7,133,000	385名、途中入会1名、転格4名(23,24年度分含む)
学生会員会費収入	100,000	34,000	66,000	34名
法人会員会費収入	4,500,000	2,160,000	2,340,000	特級2社、A級6社、B級10社、C級33社
一般事業収入	3,750,000	160,000	3,590,000	
論文投稿料収入	750,000	40,000	710,000	2編（第13巻、第2号）
調査研究報告書等頒布	200,000	0	200,000	
強震記録頒布・東日本報告書頒布	2,500,000	120,000	2,380,000	強震記録データ（兵庫県南部地震）
広報収入	300,000	0	300,000	
企画事業収入	1,300,000	0	1,300,000	
参加費収入	1,300,000	0	1,300,000	
その他雑収入	0	0	0	
年次大会事業収入	2,980,000	0	2,980,000	
参加費収入	2,100,000	0	2,100,000	
技術フェア	700,000	0	700,000	
交流会	180,000	0	180,000	
寄付金収入	0	0	0	
寄付金	0		0	
雑収入	0	0	0	
受取利息収入	0		0	
その他雑収入	0		0	
事業活動収入計	23,665,000	6,235,000	17,430,000	
２．事業活動支出				
事業費支出	13,006,000	140,425	12,865,575	
論文事業費支出	1,650,000	93,060	1,556,940	
雑給支出	1,000,000	86,100	913,900	論文台帳整理アルバイト費(4月)
会議費支出	20,000	0	20,000	
旅費交通費支出	200,000	6,960	193,040	論文台帳整理アルバイト交通費(4月)
委託費支出	430,000	0	430,000	
会誌事業費支出	2,700,000	0	2,700,000	
会議費支出	50,000	0	50,000	
旅費交通費支出	0	0	0	
通信運搬費支出	300,000	0	300,000	
印刷製本費支出	1,450,000	0	1,450,000	
委託費支出	900,000	0	900,000	
広報事業費支出	100,000	0	100,000	
海外広報活動	100,000	0	100,000	
国際交流事業費支出	820,000	7,140	812,860	
会議費支出	20,000	0	20,000	
Web英文化	500,000	0	500,000	
ＩＡＥＥ事務局支援委員会	300,000	7,140	292,860	ＩＡＥＥサーバ利用料
15WCEE関連支出	0	0	0	
雑支出	0	0	0	
調査研究事業費支出	1,500,000	9,600	1,490,400	
会議費支出	400,000	0	400,000	
旅費交通費支出	0	9,600	-9,600	ESG研究委員会(4/19)旅費
印刷製本費支出	700,000	0	700,000	
会場使用料支出	350,000	0	350,000	
地震災害対応委員会	50,000	0	50,000	
表彰関係事業費支出	460,000	0	460,000	
会議費支出	60,000	0	60,000	
印刷製本費支出	400,000	0	400,000	
企画事業費支出	1,000,000	0	1,000,000	
会議費支出	100,000	0	100,000	
旅費交通費支出	0	0	0	
印刷製本費支出	280,000	0	280,000	
会場使用料支出	300,000	0	300,000	
講師謝金支出	120,000	0	120,000	
雑支出		0	0	
他団体共催事業費	200,000	0	200,000	

科　　目	予算額	決算額	増　減	備　　考
特別調査事業費支出	1,297,000	0	1,297,000	
会議費等支出	36,000	0	36,000	
印刷製本費支出	1,261,000	0	1,261,000	
ＩＴ事業費支出	1,446,000	30,625	1,415,375	
会議費支出	50,000	0	50,000	
旅費交通費支出	0	2,620	-2,620	IC委員会(4/5)交通費
サーバー関連費支出	496,000	28,005	467,995	インターネットアクセス代、アンケート利用料
委託費支出	900,000	0	900,000	
年次大会事業費支出	2,033,000	0	2,033,000	
会議費支出	380,000	0	380,000	
印刷製本費支出	593,000	0	593,000	
会場使用料支出	400,000	0	400,000	
雑支出	100,000	0	100,000	
交流会	200,000	0	200,000	
技術フェア	360,000	0	360,000	
管理費支出	10,659,000	933,970	9,725,030	
給料手当支出	4,200,000	355,100	3,844,900	事務局職員、アルバイト代
通信運搬費支出	300,000	16,286	283,714	電話代、資料発送費、切手代
税理士報酬	600,000	31,500	568,500	税理士会計監査費(4月)
理事会　会議費支出	400,000		400,000	
理事会　旅費交通費	180,000	27,040	152,960	
総会　　会議費支出	280,000	0	280,000	
総会　　印刷製本費支出	200,000	0	200,000	
公益法人運営費	50,000	0	50,000	
選挙管理費支出	280,000	0	280,000	
役員推薦委支出	100,000	0	100,000	
消耗品費支出	800,000	115,587	684,413	パソコン、コピー機リース費、コピー代
賃借料支出	1,850,000	149,538	1,700,462	家賃、共益費、光熱費等
租税公課支出	72,000	0	72,000	
支払手数料支出	10,000	0	10,000	
会員関連費支出	437,000	54,782	382,218	カードプリンタリース代、会費請求郵送料
雑支出・予備費	900,000	184,137	715,863	昨年度WEB委託費、各種手数料
事業活動支出計	23,665,000	1,074,395	22,590,605	
事業活動収支差額	0	5,160,605	-5,160,605	
Ⅱ投資活動収支の部				
１．投資活動収入				
特定資産取崩収入	0	0	0	
地震災害調査積立金取崩収入	0	0	0	
６学会特別事業積立金取崩収入	0	0	0	
事業運営積立引当資産取崩収入	0	0	0	
特別事業積立金取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
２．投資活動支出				
特定資産取得支出	0	0	0	日本地震シンポジウム関係は公益法人化後
地震災害調査積立金取得支出	0		0	
６学会特別事業積立金取得支出	0		0	2012東日本国際シンポ収益を新規積立金とした。
事業運営積立引当資産取得支出	0		0	
特別事業積立金取得支出	0		0	
固定資産取得支出	0	0		論文投稿システム機能追加はなし
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
Ⅲ財務活動収支の部				
１．財務活動収入				
財務活動収入計	0		0	
２．財務活動支出				
財務活動支出計	0		0	
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ予備費支出				
当期収支差額	0	5,160,605	-5,160,605	
前期繰越収支差額	3,119,276	3,119,276	0	
次期繰越収支差額	3,119,276	8,279,881	-5,160,605	

決 算 報 告 書

自　　平成25年 4月 1日
至　　平成25年 4月30日

一般社団法人　日本地震工学会

東京都港区芝５丁目２６番２０号
建築会館内

貸借対照表

平成25年 4月30日現在

一般社団法人　日本地震工学会
一般会計

（単位:円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　資産の部			
1．流動資産			
現金預金	8,279,881	14,991,072	△ 6,711,191
現金	7,795	0	7,795
普通預金	2,577,706	7,577,592	△ 4,999,886
郵便振替口座	5,694,380	7,413,480	△ 1,719,100
未収金	0	494,360	△ 494,360
流動資産合計	8,279,881	15,485,432	△ 7,205,551
2．固定資産			
(2) 特定資産			
特別事業積立預金	7,550,000	7,550,000	0
地震災害調査積立預金	1,990,000	1,490,000	500,000
事業運営積立預金	400,000	400,000	0
6学会地震災害積立金	3,500,000	0	3,500,000
特定資産合計	13,440,000	9,440,000	4,000,000
(3) その他固定資産			
什器備品	4,012	37,745	△ 33,733
無形固定資産	4,602,444	4,915,526	△ 313,082
敷金	726,768	726,768	0
その他固定資産合計	5,333,224	5,680,039	△ 346,815
固定資産合計	18,773,224	15,120,039	3,653,185
資産合計	27,053,105	30,605,471	△ 3,552,366
Ⅱ　負債の部			
1．流動負債			
短期借入金	0	15,396	△ 15,396
預り金	0	5,000	△ 5,000
流動負債合計	0	20,396	△ 20,396
負債合計	0	20,396	△ 20,396
Ⅲ　正味財産の部			
1．指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2．一般正味財産	27,053,105	30,585,075	△ 3,531,970
（うち特定資産への充当額）	(13,440,000)	(9,440,000)	(4,000,000)
正味財産合計	27,053,105	30,585,075	△ 3,531,970
負債及び正味財産合計	27,053,105	30,605,471	△ 3,552,366

正味財産増減計算書

平成25年 4月 1日から平成25年 4月30日まで

一般社団法人　日本地震工学会
一般会計

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	[14,000]	[0]	[14,000]
正会員入会金	14,000	0	14,000
受取会費	[6,061,000]	[5,094,000]	[967,000]
正会員会費	3,867,000	2,443,000	1,424,000
学生会員会費	34,000	21,000	13,000
法人会員会費	2,160,000	2,630,000	△ 470,000
一般事業収益	[160,000]	[176,670]	[△ 16,670]
論文投稿料収益	40,000	0	40,000
資料頒布収益	120,000	0	120,000
調査研究収益	0	76,670	△ 76,670
広報収益	0	100,000	△ 100,000
雑収益	[0]	[43,000]	[△ 43,000]
その他雑収益	0	43,000	△ 43,000
経常収益計	6,235,000	5,313,670	921,330
(2) 経常費用			
事業費	[140,425]	[481,257]	[△ 340,832]
論文事業費	(93,060)	(193,195)	(△ 100,135)
雑給	86,100	177,975	△ 91,875
旅費交通費	6,960	15,220	△ 8,260
会誌事業費	(0)	(46,322)	(△ 46,322)
会議費	0	6,562	△ 6,562
旅費交通費	0	39,760	△ 39,760
国際交流事業費	(7,140)	(7,140)	(0)
ＩＡＥＥ支援費	7,140	7,140	0
調査研究事業費	(9,600)	(0)	(9,600)
会議費	9,600	0	9,600
企画事業費	(0)	(234,600)	(△ 234,600)
旅費交通費	0	234,600	△ 234,600
ＩＴ事業費	(30,625)	(0)	(30,625)
会議費	2,620	0	2,620
サーバー関連費	28,005	0	28,005
管理費	[1,031,583]	[946,580]	[85,003]
給料手当	355,100	342,585	12,515
通信運搬費	16,286	23,294	△ 7,008
減価償却費	97,613	0	97,613
理事会会議費	(27,040)	(91,470)	(△ 64,430)
会議費	0	62,025	△ 62,025
旅費交通費	27,040	29,445	△ 2,405
消耗品費	115,587	147,763	△ 32,176
賃借料	149,538	151,994	△ 2,456
税理士報酬	31,500	0	31,500
会員関連費	54,782	169,829	△ 115,047
雑費	184,137	19,645	164,492
経常費用計	1,172,008	1,427,837	△ 255,829
評価損益等調整前当期経常増減額	5,062,992	3,885,833	1,177,159
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	5,062,992	3,885,833	1,177,159
2．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0

科　　目	当年度	前年度	増　減
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	5,062,992	3,885,833	1,177,159
一般正味財産期首残高	21,990,113	26,699,242	△ 4,709,129
一般正味財産期末残高	27,053,105	30,585,075	△ 3,531,970
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	27,053,105	30,585,075	△ 3,531,970

収支計算書

平成25年 4月 1日から平成25年 4月30日まで

一般社団法人　日本地震工学会
一般会計

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異
Ⅰ　事業活動収支の部			
1．事業活動収入			
入会金収入	[35,000]	[14,000]	[21,000]
正会員入会金収入	35,000	14,000	21,000
会費収入	[15,600,000]	[6,061,000]	[9,539,000]
正会員会費収入	11,000,000	3,867,000	7,133,000
学生会員会費収入	100,000	34,000	66,000
法人会員会費収入	4,500,000	2,160,000	2,340,000
一般事業収入	[3,750,000]	[160,000]	[3,590,000]
論文投稿料収入	750,000	40,000	710,000
資料頒布収入	2,500,000	120,000	2,380,000
調査研究収入	200,000	0	200,000
広報収入	300,000	0	300,000
企画事業収入	[1,300,000]	[0]	[1,300,000]
参加費収入	1,300,000	0	1,300,000
年次大会事業収入	[2,980,000]	[0]	[2,980,000]
交流会収入	180,000	0	180,000
参加費収入	2,100,000	0	2,100,000
技術参加収入	700,000	0	700,000
事業活動収入計	23,665,000	6,235,000	17,430,000
2．事業活動支出			
事業費支出	[13,606,000]	[140,425]	[13,465,575]
論文事業費支出	(1,650,000)	(93,060)	(1,556,940)
雑給支出	1,000,000	86,100	913,900
会議費支出	20,000	0	20,000
旅費交通費支出	200,000	6,960	193,040
委託費支出	430,000	0	430,000
会誌事業費支出	(2,700,000)	(0)	(2,700,000)
会議費支出	50,000	0	50,000
通信運搬費支出	300,000	0	300,000
印刷製本費支出	1,450,000	0	1,450,000
委託費支出	900,000	0	900,000
広報事業費支出	(100,000)	(0)	(100,000)
会議費支出	100,000	0	100,000
国際交流事業費支出	(820,000)	(7,140)	(812,860)
旅費交通費支出	20,000	0	20,000
委託費支出	500,000	0	500,000
ＩＡＥＥ支援費	300,000	7,140	292,860
調査研究事業費支出	(2,100,000)	(9,600)	(2,090,400)
会議費支出	400,000	9,600	390,400
印刷製本費支出	1,300,000	0	1,300,000
会場使用料支出	350,000	0	350,000
地震災害対応委	50,000	0	50,000
表彰関係事業費支出	(460,000)	(0)	(460,000)
会議費支出	60,000	0	60,000
印刷製本費支出	400,000	0	400,000
企画事業費支出	(1,000,000)	(0)	(1,000,000)
会議費支出	100,000	0	100,000
印刷製本費支出	280,000	0	280,000
会場使用料支出	300,000	0	300,000
講師謝金支出	120,000	0	120,000
他団体共催事業費	200,000	0	200,000
特別調査事業費支出	(1,297,000)	(0)	(1,297,000)

科目	予算額	決算額	差異
会議費支出	36,000	0	36,000
印刷製本費支出	1,261,000	0	1,261,000
ＩＴ事業費支出	(1,446,000)	(30,625)	(1,415,375)
会議費支出	50,000	2,620	47,380
サーバー関連費支出	496,000	28,005	467,995
委託費支出	900,000	0	900,000
年次大会事業費	(2,033,000)	(0)	(2,033,000)
会議費支出	380,000	0	380,000
印刷製本費支出	593,000	0	593,000
会場使用料支出	400,000	0	400,000
雑支出	100,000	0	100,000
交流会費	200,000	0	200,000
技術事業費	360,000	0	360,000
管理費支出	[10,059,000]	[933,970]	[9,125,030]
給料手当支出	4,200,000	355,100	3,844,900
通信運搬費支出	300,000	16,286	283,714
税理士報酬	600,000	31,500	568,500
理事会会議費支出	(580,000)	(27,040)	(552,960)
会議費	400,000	0	400,000
旅費交通費	180,000	27,040	152,960
総会費支出	(480,000)	(0)	(480,000)
会議費	280,000	0	280,000
印刷製本費	200,000	0	200,000
法人化検討支出	50,000	0	50,000
選挙管理費支出	280,000	0	280,000
役員推薦委支出	100,000	0	100,000
消耗品費支出	800,000	115,587	684,413
賃借料支出	1,850,000	149,538	1,700,462
租税公課支出	72,000	0	72,000
支払手数料支出	10,000	0	10,000
会員関連費支出	437,000	54,782	382,218
雑支出	300,000	184,137	115,863
事業活動支出計	23,665,000	1,074,395	22,590,605
事業活動収支差額	0	5,160,605	△ 5,160,605
Ⅱ 投資活動収支の部			
1．投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2．投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
1．財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2．財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	0	5,160,605	△ 5,160,605
前期繰越収支差額	3,119,276	3,119,276	0
次期繰越収支差額	3,119,276	8,279,881	△ 5,160,605

財産目録

平成25年 4月30日現在

一般社団法人　日本地震工学会
一般会計

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金　額
（流動資産）				
	現金	手元保管	運転資金として	7,795
	預金	普通預金		2,577,706
		三菱東京ＵＦＪ銀行・田町支店№010316 7		2,577,706
		郵便振替口座		5,694,380
流動資産合計				8,279,881
（固定資産）				
特定資産				
	特別事業積立預金		地震防災の軽減と社会の安全性貢献事業	7,550,000
	三菱東京ＵＦＪ銀行・田町支店№0219299			7,550,000
	地震災害調査積立預金		地震災害の緊急対応事業	1,990,000
	三菱東京ＵＦＪ銀行・田町支店№0125194			1,990,000
	事業運営積立預金		本会の運営に対応する事業	400,000
	三菱東京ＵＦＪ銀行・田町支店№0125212			400,000
	６学会地震災害積立金		6学会共通国内外の災害対応事業	3,500,000
	三菱東京ＵＦＪ銀行・田町支店№0491639			3,500,000
その他固定資産				
	什器備品			4,012
	無形固定資産			4,602,444
	敷金			726,768
固定資産合計				18,773,224
資産合計				27,053,105
正味財産				27,053,105

一般社団法人　日本地震工学会

減 価 償 却 費

償却資産全体

自：平成　２５年　４月　１日
至：平成　２５年　４月３０日

(方法) 種別	資　産　名（細目）	取得 年月	圧縮記帳額等 取 得　価 額	償却の基礎額 期首簿価(期増)	簿　価　減	耐用 年数	償却率	償却 月数	特別償却額 普通償却額	当期償却額	期 末 簿 価	摘　　要
定率 2	液晶プロジェクター	22.06.08	13,812	1 1		2	1.000	1		0	1	日本地震工学会より受入 償却済
定率 2	収納家具一式	22.06.08	39,289	1 1		2	1.000	1		0	1	日本地震工学会より受入 償却済
定率 2				0			0.000		0	0	0	
定率 2				0			0.000		0	0	0	日本地震工学会より受入
定額 9	PCA公益法人会計V.9	22.06.08	143,337	143,337 0		2	0.500	1	0	0	0	日本地震工学会より受入 償却済
定率 2	ｻｰﾊﾞｰ OPTIMIZER-SV	22.06.08	315,766	2,694 2,694		3	0.833	1	187	187	2,507	日本地震工学会より受入 償却済
定率 2	ｻｰﾊﾞｰ　設置費用 OPTIMIZER-SV	22.06.08	189,300	1,615 1,615		3	0.833	1	112	112	1,503	日本地震工学会より受入 償却済
				0			0.000		0	0	0	
定額 1				0			0.000		0	0	0	
定額 1	無形固定資産 総会出欠web化ｿﾌﾄ	24.03.25	4,998,840	4,998,840 3,915,758		5	0.200	1	83,314	83,314	3,832,444	
定額 1	無亨固定資産 会員管理システム機能追加	25.12.04	840,000	840,000 784,000		5	0.200	1	14,000	14,000	770,000	
定額 1				0		1	1.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
				0			0.000		0	0	0	
	合　　計		6,540,344	0 4,704,069	0				97,613	97,613	4,606,456	

監 査 報 告 書

公益社団法人日本地震工学会
会長　川　島　一　彦　殿

平成 25 年 5 月 8 日

監事　河村壮一

監事　翠川三郎

公益社団法人日本地震工学会定款第 23 条により、第 37 条による平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日までにおける事業報告及び決算報告について、下記の書類により監査の結果、適正に処理実施されたことを報告する。

1. 監査方法
   (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧などの必要な監査手続きを実施するとともに、理事（会計担当）から報告を受け、計算書類等につき検討を加えた。
   (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事からの業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧などの必要な監査手続きを実施することによる業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査結果
   (1) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日までの、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書、財産目録につき監査の結果、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財産状態を正しく示していると認める。
   (2) 業務報告の内容は適正であると認める。
   (3) 理事の職務執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実はないと認める。

以上

公益社団法人　日本地震工学会

（平成 25 年 5 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

第１号議案　平成 25 年度 理事・監事

（敬称略五十音順）

理事　和泉 信之（千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻 教授）
理事　境　　茂樹（安藤・間技（株）術本部技術研究所建築研究第一部 主席研究員）
理事　新海　　元（東京ガス(株) 導管ネットワーク本部防災・供給グループマネージャー）
理事　塚本 良道（東京理科大学理工学部土木工学科 教授）
理事　年縄　　巧（明星大学理工学部建築学科 教授）
理事　鳥井 信吾（株式会社日建設計構造設計部門 副代表）
理事　久田 嘉章（工学院大学建築学部 教授）
理事　福和 伸夫（名古屋大学減災連携研究センター 教授）
理事　古屋　　治（東京都市大学工学部原子力安全工学科 准教授）
理事　安田　　進（東京電機大学理工学部建築・都市環境学系 教授）
理事　山崎 文雄（千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻 教授）
理事　横井 俊明（独立行政法人建築研究所国際地震工学センター長）
監事　五十嵐克哉（独立行政法人防災科学技術研究所客員研究員）
監事　田蔵　　隆（富山県立大学工学部環境工学科 客員教授）

（任期　平成 25 年 6 月 1 日～平成 27 年 5 月 31 日）

なお、社員総会でのご承認がいただけましたら、平成 25 年度理事・監事の理事会構成は以下のとおりとなります。

平成 25 年度理事会構成　（敬称略順不同）

	留任理事		新任理事
理事	当麻純一（(一財) 電力中央研究所）	理事	和泉 信之（千葉大学）
理事	福喜多 輝（清水建設㈱技術研究所）	理事	境　茂樹(安藤･間技術本部技術研究所)
理事	矢代晴実（防衛大学校）	理事	新海　元（東京ガス(株))
理事	加藤研一（㈱小堀鐸二研究所）	理事	塚本 良道（東京理科大学）
理事	富田孝史（(独)港湾空港技術研究所）	理事	年縄　巧（明星大学）
理事	松田 隆（大林組㈱技術研究所）	理事	鳥井 信吾（(株) 日建設計）
理事	清野純史（京都大学）	理事	久田 嘉章（工学院大学）
理事	田村敬一（京都大学）	理事	福和 伸夫（名古屋大学）
		理事	古屋　治（東京都市大学）
		理事	安田　進（東京電機大学）
		理事	山崎 文雄（千葉大学）
		理事	横井 俊明（(独) 建築研究所）
		監事	五十嵐克哉（(独) 防災科学技術研究所）
		監事	田蔵　隆（富山県立大学）

任期：留任理事　　：平成 24 年 6 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日
任期：新任理事・監事　：平成 25 年 6 月 1 日～平成 27 年 5 月 31 日

第２号議案　平成 25 年度 選挙管理委員会委員の選任

公益社団法人日本地震工学会選挙規程第 9 条に基づき、平成 25 年度の選挙管理委員会の委員として、下記の 4 名を指名しましたので、本総会で選任を諮ります。

加藤研一（株式会社小堀鐸二研究所）
渡壁守正（戸田建設技術研究所）
藤川　智（清水建設技術研究所）
渡辺和明（大成建設株式会社）

以上

第３号議案　平成 25 年度 役員候補推薦委員会委員の選任

公益社団法人日本地震工学会選挙規程第 5 条に基づき、平成 25 年度の役員候補推薦委員会の委員として、下記の 10 名を指名しましたので、本総会で選任を諮ります。

佐藤　　健（東北大学）
高田　　一（横浜国立大学）
幸左　賢二（九州工業大学）
矢部　正明（株式会社長大）
大谷　章仁（株式会社 IHI）
勝俣　英雄（株式会社大林組）
志波由紀夫（大成建設株式会社）
永野　正行（東京理科大学）
福喜多　輝（清水建設株式会社）
若松加寿江（関東学院大学）

以上

第 4 号議案　平成 25 年度 事業計画

日本地震工学会は、2001 年 1 月 1 日に任意団体として創立された当初から、地震工学に関する分野横断的な調査・研究の推進、地震災害軽減のための国際的活動の展開、地震防災に関する提言・知識の普及および防災教育等の社会的活動、の 3 つの柱で活動を行ってきた。2010 年 2 月 4 日に任意団体から一般社団法人に移行し、これらの活動のさらなる充実をはかってきた。そして、創立から 12 年経った 2013 年 5 月 1 日には、公益社団法人として新たなスタートを切った。定款にある目的には、「この法人は、地震工学および地震防災に関する学術・技術・教育の進歩発展をはかり、地震災害の軽減に貢献する事業を行い、もって社会の発展に寄与することを目的とする。」とあり、創立からのぶれない柱が脈々と受け継がれている。

本年度は、公益社団法人に移行した初年度にあたるため、法人としての運営を着実に行うとともに、研究委員会活動や研究発表機会の充実、東日本大震災合同報告書の編集（8 学会合同）、他学会との連携、会誌発行回数の増加に取り組む。

【総務・会計】

（１）総務部会

学会の運営を円滑に進める。

1) 社員総会と理事会の運営
2) 事務局体制の整備
3) 諸規則・規程類の整備
4) 公益社団法人へ移行後の学会運営
5) 会員部会と協力して功労賞の候補者を選出
6) 日本地震工学会の活動内容を広め、地震工学の学術的内容をわかりやすく伝えることを目的としたメディア向け懇談会の実施
7) その他、学会の運営に関する庶務

（２）会計部会

学会の予算管理を行う。特に、今年度は公益社団法人に移行した初年度のため、公益目的事業会計と法人会計の会計処理を適正に行う。

1) 平成 25 年度収支予算案の立案
2) 監事による平成 24 年度収支決算案の監査実施
3) 予算管理月報の管理、理事会への報告
4) 必要に応じて流用予算書の作成
5) 公益社団法人移行後の会計処理

（３）選挙管理委員会

役員選挙の管理・運営を行う。

1) 選挙実施計画の検討・決定（委員会の開催）
2) 委員長の選出
3) 選挙公示と立候補者公募
4) 立候補者の届出書類の確認と受理（委員会の開催）
5) 投票用紙準備・発送・回収・呼びかけ
6) 開票（委員会の開催）
7) 選挙結果を会長・理事会へ報告
8) 新任役員候補者を総会に提案

（４）役員候補推薦委員会

役員選挙に際し、日本地震工学会の会長および監事としてふさわしい方を正会員の中から選考し、選挙への出馬依頼と承諾を得る活動を行う。また、役員候補推薦委員会から選挙管理委員会に委員会推薦候補者として届け出を行う。

平成 25 年度は、次期会長候補を選ぶための選挙が予定されているため、会長選挙の候補者を推薦する。

【会員・情報】

（５）会員部会

会員勧誘施策の検討、会員資格と特典の見直し、その他会員に関わる諸施策の検討を行う。

1) 名誉会員および功績賞候補の推薦
2) 法人会員の増加施策の検討
3) 会費未納者対策
4) 海外会員増強策の検討
5) 総務部会と協力して功労賞の候補者を選出
6) その他会員に関わる諸施策の検討・実施

（６）情報コミュニケーション委員会

日本地震工学会会員に地震工学およびその周辺の学術や技術等に関する情報提供を行ってコミュニケーションを促進させること、および日本地震工学会の活動を広く一般に公表する活動を行う。

1) News Letter の発刊（6，9，12，3 月）
2) JAEE News の配信（毎月）
3) ホームページの更新（随時）
4) News Letter の内容等の議論のための委員会の開催（4，7，10，1 月）
5) 地震災害発生時の地震災害対応委員会の要請に基づいたホームページでの情報配信
6) 2012 年 3 月に実施したアンケート調査の解析に基づいたホームページ等の改善
7) サーバーの管理

（７）会誌編集委員会

会報「日本地震工学会誌」を編集・発行し、会員および学会外へ情報発信を行う。

1) 会誌発行をこれまでの年間 2 号から 3 号に増やす。第 19 号（2013 年 6 月）、第 20 号（2013 年 10 月）、第 21 号（2014 年 2 月）を発行する。
2) 連載企画、特別企画などの記事の継続的生産について検討する。
3) 業務の遂行および引継ぎの円滑化に向けて委員の募集、構成および改選方法の見直しを検討する。
4) 具体的スケジュール
   - 2013 年 4 月： 編集委員の改選、会誌第 19 号の執筆依頼
   - 2013 年 6 月： 会誌第 19 号発行
   - 2013 年 7 月： 会誌第 20 号の企画開始
   - 2013 年 10 月：会誌第 20 号発行
   - 2013 年 11 月：会誌第 21 号の企画開始
   - 2014 年 2 月： 会誌第 21 号発行

【事業・国際】

（８）事業企画委員会

講演会・講習会・展覧会・見学会・出版などを通じて、会員をはじめとする研究者・技術者・一般市民等の地震工学および地震防災に関する学術ならびに技術の進歩・発展を図り、地震災害の軽減に貢献する活動を行う。

1) 南海トラフによる地震で大きな被害が想定されている地域の被害軽減や防災意識の向上を目的として、地域特有の被害、対策などに焦点をあてた特徴ある講演会を日本各地（主に関東から九州）で開催する。学会員の他、自治体、地方整備局、地元企業などの幅広い層に講演会への参加を呼びかけ、これまでにない新しい形の講演会をめざす。
2) 学校・自治体・公的機関・民間企業を対象に地震工学に関わる個別授業を実施する。この計画に関しては会員部会と協働で実施する。

（９）IAEE 事務局支援委員会

IAEE (International Association for Earthquake Engineering, 国際地震工学会)の事務局を支援する活動を行い、IAEE の活動内容が見えるようにするとともに、国際的に活躍できる若手の育成を行う。

（１０）国際委員会

日本地震工学会の活動成果の海外ならびに海外会員（国内留学生等を含む）への情報発信と情報交流などの比較的短期的な課題に取り組む。

1) 英文 WEB ページの整備
2) EERI　WEB ページとのリンク
3) 海外および外国人会員に対する情報発信

4) 日本に滞在する留学生および外国人研究者の会員入会促進のための方策検討
5) 海外会員の入会促進とその継続性強化のための方策検討
6) 情報発信の CONTENTS の検討と提案
   - 地震による発災時に（地震工学 community にとって重要な災害に限定して）適切な速報の英文化公表を行う
   - 日本の地震工学研究に関する基礎情報の英文提供の検討
   - 上記事項は、いずれもスペシャルアドバイザー制度の活用も考慮する

（１１）国際研究発表会実施委員会

国際シンポジウムの運営を円滑に行う。

以下の項目について年次大会実行委員会と協議する。2013 年度も年次大会と同時開催の予定。

1) 会場の選定・予約、会場受付、設置ほかの会場運営、アルバイトの配置
2) 投稿要領の作成、原稿の受付、プログラム作成、司会要領の作成、司会依頼、発表要領の作成、梗概集の作成、発表会の運営
3) 若手を対象とした優秀論文発表賞の企画、実施
4) 交流会の運営
5) 技術フェアの開催
6) 予算計画、その他国際シンポジウムに係る事項

（１２）大会実行委員会

日本地震工学会年次大会の運営を円滑に行う。

以下の項目について国際研究発表会実施委員会と協議する。2013 年度も国際シンポジウムと同時開催の予定。

1) 会場の選定・予約、会場受付、設置ほかの会場運営、アルバイトの配置
2) 投稿要領の作成、原稿の受付、プログラム作成、司会要領の作成、司会依頼、発表要領の作成、梗概集の作成、発表会の運営
3) 若手を対象とした優秀論文発表賞の企画、実施
4) 交流会の運営
5) 技術フェアの開催
6) 予算計画、その他年次大会に係る事項

【学術・調査研究】

（１３）論文集編集委員会

日本地震工学会論文集の編集と発刊を行う。

1) 定期論文集の発刊（2, 5, 8, 11 月号）
2) 英文論文集の発刊（発行月は応募状況によって設定する。）
3) 委員会の開催（1 回）
4) 2014 年論文奨励賞候補者の選定

5) 特集号の企画と発刊
6) 査読手続きフローチャートの明確化

（１４）研究統括委員会

地震工学分野の調査・研究を進展させ、調査・研究成果を広く国内外に還元して社会の地震防災性向上に貢献する。

1) 研究委員会を設立する
2) 研究委員会が所期の目的を達成できるように活動の評価、助言、指導を行う。
   - 活動を積極的に展開するための増額要求を認め、研究統括委員会で審査し配布する。
   - 委員会開催のための国内の旅費については各研究委員会の裁量でこれを認める。
   - 研究活動の成果は、日本地震工学会のウェブサイトに掲載し、また英文での発信にも努めることを依頼する。
   - 委員会が終了したものについては、成果報告の一環として、報告会等の開催と報告書の作成を義務づける。
   - 研究期間の中途での講習会等を開催した場合は、収益の 2 分の 1 を上限として、次年度の当該研究委員会の活動費に上乗せし、委員会活動のインセンティブの向上に務める。
3) 新たな委員会の設置を推進する。

■調査研究委員会

i) 津波等の突発大災害からの避難の課題と対策に関する研究委員会

（後藤洋三委員長、設置期間：2012 年 8 月～2014 年 3 月）

設置目的

懸念される南海トラフ巨大地震において同じ事態を起こさないためにも、また都市直下地震で発生しうる様々な課題に対処するためにも、地震・津波等の突発災害からの避難の課題を調査し対策に資する研究を行う。

活動計画

- 年次大会において OS を開催する。
- 論文集特集号を企画し各部会報告と研究論文を掲載する。
- 防災関連の行政機関、消防などの防災機関、防災関連企業、ライフライン企業、コンサルタント、防災に関わる NPO 等の関係者と意識の高い市民を対象とした講演会を開催する。
- 上述の講演会の配付資料として報告書を作成する。
- HP による成果の公表に努める。

以下の 4 部会を設けて調査研究を進める。

A) 津波避難の実態調査資料の収集・分析部会（略称：津波避難部会）

B) 避難の課題の調査・分析部会（略称：都市避難部会）

C) 避難シミュレーション普及部会（略称：シミュレーション部会）

D) 避難の課題の国際交流部会（略称：国際交流部会）

ii) 原子力安全のための耐津波工学の体系化に関する調査委員会

（亀田弘行委員長、設置期間：2012 年 9 月～2014 年 8 月）

設置目的

原子力発電所の津波に対する安全を確保するための構造工学的体系を「耐津波工学」と規定し、その具体的方法論を体系化することを目的とする。

活動計画

- 7 回の委員会を開催し、報告書の各章の内容を順次討議する。
- 各委員会の前後で幹事会を開催し、委員会の推進策を協議する。
- 原子力発電所の視察及びシンポジウムの開催を検討する。

iii)津波対策とその指針に関する研究委員会

（松冨英夫委員長、設置期間：2011 年 4 月～2014 年 3 月）

設置目的

- 海域施設（養殖施設を含む)、陸域施設（海岸林を含む)、建築物の津波対策（設計を含む）とその指針を研究・提案する。建築物に関しては、建築学会津波荷重 WG と連携し、建築学会における津波荷重の指針作りに協力する。
- 公共事業の縮減や東日本大震災の経験もあって、津波の防災・減災の重点はソフト面にシフトしており、津波避難を中心にその対策と指針も研究・提案する。重要施設や避難困難と特定された地域に対する具体的な対策例も提示する。
- 委員会の研究成果を広く社会に還元し、地域社会の津波に対する防災・減災力の向上に貢献する。

活動計画

- 3 回の委員会開催等を通して、より実際に即した設計津波力や具体的な津波対策法の議論を進める。これまでの委員会では、かき養殖施設の実際に即した津波対策法が提示され、海域や陸域の防災施設の被災要因と防災施設への動圧の寄与度、橋梁の被災要因と橋梁への津波流体力、鉄筋コンクリート造建物の被災要因とマクロ的な移動・転倒条件などを議論しており、建物の開口率に応じた津波流体力の評価法、海岸林の活用には海岸樹木の倒伏、抜根、折損条件が必要との認識に至っている。
- 日本地震工学会年次大会において積極的に OS を提案し、研究活動成果の公表を図る。
- 2011 年東北地方太平洋沖地震津波を踏まえて急遽提案した副課題「鉄筋コンクリート造建物の津波被災実態と津波常襲地域でのあり方」において、鉄筋コンクリート造建物に働く津波流体力に関する大規模と小規模の実験を継続して行う。
- 日本海側における最大クラスの津波例と島における津波対策の把握のため、津波対策施設の現地視察を行う（島根県益田、隠岐の島を予定)。
- 津波災害発生時には、被災地域や時代に応じた津波災害の実態・要因把握と被害対策

提案などを目的として調査研究を実施する。その際、土木学会などにおける同種の委員会と連携を積極的に図る。

- 委員会で得られた海域施設（養殖施設を含む）、陸域施設（海岸林を含む）、建築物（津波避難ビルを含む）の津波対策案やその指針案を委員会報告書としてまとめ、これを用いた講習会を実施する。

iv) 地盤情報データベースを用いた表層地質が地震動特性に及ぼす影響に関する委員会

（山中浩明委員長、設置期間：2010 年 12 月～2013 年 12 月）

設置目的

表層地質が地震動特性に及ぼす影響の評価に関する研究（ESG 研究）及び推進。

活動計画

- ESG 研究に関する研究会開催し、適宜話題提供として最新の研究紹介を行う。
- 11 団体で構成される「地質・地盤情報活用促進に関する法整備推進協議会」に日本地震工学会代表として参画し、日本学術会議の提言を踏まえた表層地盤の提供、データベース化、活用に関する法整備に向けて協力する。本協議会は日本地震工学会のほか、日本応用地質学会、地盤工学会、日本地質学会、土木学会、日本建築学会、日本地震学会、物理探査学会、日本地球惑星科学連合、日本情報地質学会、全国地質調査業協会連合会で構成されている。
- 日本地震工学会大会におけるオーガナイズドセッションを企画・実施する。今年度は特にやや長周期地震動に関する研究を中心として行う予定。
- ESG 国際ワークショップを 9 月 24 日に開催し、ESG 研究に係る海外への情報発信を行とともに、今後の ESG 研究の方向性を議論する。

v) 東日本大震災によるライフライン被害データベース検討委員会

（鍬田泰子委員長、設置期間：2011 年 11 月～2014 年 3 月）

設置目的

東日本大震災によるライフラインの地震被害資料を収集し、GIS 上でデータベースを構築する。さらに、今後の学術研究やライフライン事業体の地震対策技術の知見となるためのデータベースの活用方策を検討する。

活動計画

- 福島県いわき市のライフラインの被害データベースを利用して、研究成果につなげる。
- ライフラインのデータだけでなく、ボーリング資料などの地盤データなども収集し、それらを分析することで被害分布の違いなどを明らかにする。
- 表層に断層による変位が現れた地域でのライフライン被害について分析する。
- 水道、下水道、ガスのデータを収集し、ライフライン被害の空間的な発生状況について検討する。
- 本委員会で構築したデータを研究会委員だけでなく、他の学術研究者にも広く利用して研究できるようにするため、データベース利用協議会を設立に向けて、協議会の利

用方針を固めていく。

【表彰】

（１５）表彰委員会

表彰委員会は、日本地震工学会の各賞に応じて選考委員会を設置し、各選考委員会で選考した表彰業績候補について審議を行い、その結果を理事会に報告する。

表彰委員会の下に、功績賞、功労賞、論文賞、論文奨励賞、優秀論文発表賞の各選考委員会がある。

（１６）功績賞選考委員会

地震工学および地震防災研究の進歩・発展に顕著な功績があると認められた個人または団体の選出を行う。

（１７）功労賞選考委員会

地震工学および地震防災軽減における活動、運営、発展に貢献したと認められた個人の選出を行う。

（１８）論文賞選考委員会

表彰年の前年の 12 月 31 日から 2 年前までの期間に日本地震工学会論文集に地震工学および地震防災に関する論文を発表し、独創的な業績を挙げ、これが地震工学および地震防災における学術・技術の進歩、発展に顕著な貢献をなしたと認められる論文の著者である個人または在籍学生の選出を行う。

（１９）論文奨励賞選考委員会

表彰年の前年の 12 月 31 日から 2 年前までの期間に日本地震工学会論文集に地震工学および地震防災に関する論文を発表し、優れた研究により地震工学および地震防災の分野で顕著な業績をあげたと認められた若手研究者で、受賞者の年齢が受賞年の 4 月 1 日現在で満 35 歳以下の個人または大学等に在籍する学生の選出を行う。

（２０）優秀論文発表賞選考委員会

年次大会や国際シンポジウムに論文を著者として投稿、発表し、優れた論文発表を行った若手研究者で、開催年度末時点で満 35 歳以下の個人または大学等に在籍する学生の選出を行う。

【特別委員会】

（２１）将来構想委員会

学会活動の活発化のための方向性について検討を行う。

1) 若手会員の確保の検討
    - 若手の JAEE 参加意識把握のための web アンケートの実施

- 若手中心の敷居の低い研究会の仕組みづくり
- 卒論、修論の優秀表彰と会員勧誘

2) シニア会員の確保の検討
- スペシャルアドバイザーの申請勧誘
- 活動の場の拡充（卒論、修論表彰の審査など）

3) 5 カ年計画の検討
- 学会の目指す方向のアピール方法の検討
- 情報の発信の強化、社会への貢献等の具体策等の検討

（２２）地震災害対応委員会

学会の地震災害対応活動の企画、調整、実施等を行う。地震及び地震災害発生時に以下を実施する。

1) 地震情報の配信
2) 地震災害発生時の関係学会との連絡
3) 地震災害発生時のホームページでの情報配信
4) 地震災害発生時の調査団の派遣検討
5) 調査団派遣時の報告会の開催
6) その他、学会の地震情報収集、地震調査等に効果的な施策の検討

（２３）3 学会地震被害調査連絡会

国内外での地震災害発生時における被害情報及び調査情報の共有、合同調査団の派遣に際して、3 学会内（日本地震工学会、日本建築学会、土木学会）での効果的な協力体制を構築する。

1) 地震災害発生時の関係学会との協力の強化策の検討
2) 地震災害発生時の情報共有、調査団の派遣検討等の実施

【学会合同】

（２４）東日本大震災合同報告書編集委員会

幅広い専門家を擁する日本地震工学会の特徴を活かし、以下の 3 つの委員会を設置して、報告書の編集を行う。

1) 地震・地震動編報告書作成委員会（今年度中に報告書を完成し、発行する予定）
2) 原子力発電所の被害と復旧編報告書作成委員会
3) 英文報告書作成委員会

【その他】

（２５）第 14 回日本地震工学シンポジウム運営委員会

2014 年に開催予定の第 14 回日本地震工学シンポジウムに向けて運営委員会を立ち上げ、共催の 5 学会（土木学会、日本建築学会、地盤工学会、日本機械学会、日本地震学会）と連携を図りながら、各種の準備を実施する。

第5号議案

平成25年度 公益社団法人 日本地震工学会収支予算書(案)

平成 25年 5月 1日から平成 26年 3月31日まで

科　　目	前年度予算	前年度決算	今年度予算	増　減	備　　考
Ⅰ事業活動収支の部					
1．事業活動収入					
入会金収入	50,000	39,000	21,000	29,000	
正会員入会金収入	50,000	39,000	21,000	29,000	1,000円×35名
会費収入	17,100,000	15,139,500	9,539,000	7,561,000	
正会員会費収入	12,000,000	10,899,500	7,133,000	4,867,000	正会員　1100名
学生会員会費収入	100,000	100,000	66,000	34,000	学生会員 100名
法人会員会費収入	5,000,000	4,140,000	2,340,000	2,660,000	法人会員 現状89団体から増加させる
一般事業収入	2,450,000	3,390,430	3,590,000	-1,140,000	
論文投稿料収入	1,600,000	1,465,000	710,000	890,000	50編　特集号なし
調査研究報告書等頒布	50,000	322,950	200,000	-150,000	調査研究委員会報告書販売、講習会参加費
強震記録頒布・東日本報告書頒布	600,000	1,242,480	2,380,000	-1,780,000	強震記録ﾃﾞｰﾀ頒布50万、東日本報告書DVD200万
広報収入	200,000	360,000	300,000	-100,000	会誌広告収入(3号分)
企画事業収入	2,100,000	971,260	1,300,000	800,000	
参加費収入	2,000,000	971,260	1,300,000	700,000	昨年同様の参加費収入（講演会の実施：他学会との連携）
その他雑収入	100,000	0	0	100,000	
年次大会事業収入	2,480,000	3,249,960	2,980,000	-500,000	国際シンポジウム併催
参加費収入	1,800,000	2,228,960	2,100,000	-300,000	年次大会 379名参加、国際シンポ　91名参加
技術フェア	480,000	920,000	700,000	-220,000	@80,000-×5社、@100,000-×3社
交流会	200,000	101,000	180,000	20,000	参加者　80名
寄付金収入	0	705,000	0	0	
寄付金	0	0	0	0	
雑収入	0	2,514	0	0	
受取利息収入	0	2,514	0	0	
その他雑収入	0		0	0	
事業活動収入計	24,180,000	23,497,664	17,430,000	6,750,000	
2．事業活動支出					
事業費支出	17,150,000	16,131,641	12,865,575	4,284,425	
論文事業費支出	2,170,000	2,359,512	1,556,940	613,060	
雑給支出	1,550,000	1,542,300	913,900	636,100	論文台帳整理作業
会議費支出	20,000	19,162	20,000	0	会議室費
旅費交通費支出	200,000	212,210	193,040	6,960	
委託費支出	400,000	585,840	430,000	-30,000	JSTAGE書誌情報作成及び公開作業委託
会誌事業費支出	2,200,000	3,191,456	2,700,000	-500,000	年間会誌3号発行
会議費支出	50,000	119,923	50,000	0	会議室費、取材費
旅費交通費支出	50,000	490,234	0	50,000	旅費は支給しない
通信運搬費支出	300,000	311,619	300,000	0	会誌発送費
印刷製本費支出	1,000,000	1,321,320	1,450,000	-450,000	会誌 3号発行
委託費支出	800,000	948,360	900,000	-100,000	会誌発行に伴う編集委託業務
広報事業費支出	400,000	0	100,000	300,000	
海外広報活動	400,000	0	100,000	300,000	レター、通信費
国際交流事業費支出	1,320,000	2,519,317	812,860	507,140	
会議費支出	20,000	0	20,000	0	
Web英文化	1,000,000	0	500,000	500,000	Web英文化
ＩＡＥＥ事務局支援委員会	300,000	288,210	292,860	7,140	ＩＡＥＥ支援事務費等
15WCEE関連支出	0	2,227,107	0	0	
雑支出	0	4,000	0	0	
調査研究事業費支出	2,920,000	1,160,066	1,490,400	1,429,600	研究統括委員会が各委員会への予算割当を実施
会議費支出	1,600,000	375,441	390,400	1,209,600	統括委員会2回　継続委員会5＋新規委員会2
旅費交通費支出	500,000	409,521	0	500,000	旅費は支給しない
印刷製本費支出	400,000	310,464	700,000	-300,000	統括委員会2回　継続委員会5＋新規委員会2
会場使用料支出	160,000	64,640	350,000	-190,000	統括委員会2回　継続委員会5＋新規委員会2
地震災害対応委員会	260,000	0	50,000	210,000	
表彰関係事業費支出	620,000	423,656	460,000	160,000	
会議費支出	120,000	50,710	60,000	60,000	会議室費、旅費
印刷製本費支出	500,000	372,946	400,000	100,000	賞状･ケース・旅費（ケースの簡易化・旅費無）
企画事業費支出	1,870,000	2,260,103	1,000,000	870,000	企画事業収入とバランスを取る
会議費支出	150,000	134,862	100,000	50,000	
旅費交通費支出	1,100,000	1,509,221	0	1,100,000	旅費は支給しない
印刷製本費支出	170,000	165,220	280,000	-110,000	配布資料他印刷製本費
会場使用料支出	300,000	316,828	300,000	0	会場費、備品費、看板代等
講師謝金支出	120,000	118,710	120,000	0	講師謝礼、旅費
雑支出				0	
他団体共催事業費	30,000	15,262	200,000	-170,000	共催事業分担金（学術会議事業）

科　　目	前年度予算	前年度決算	予算額	増　減	備　　考
特別調査事業費支出	1,500,000	0	1,297,000	203,000	
会議費等支出	1,000,000	0	36,000	964,000	
印刷製本費支出	500,000	0	1,261,000	-761,000	東日本合同調査報告書(DVD)作成予算(原発除く)
ＩＴ事業費支出	1,900,000	1,330,957	1,415,375	484,625	
会議費支出	50,000	21,782	47,380	2,620	
旅費交通費支出	50,000	5,240	0	50,000	旅費は支給しない
サーバー関連費支出	600,000	399,255	467,995	132,005	レンタルサーバ代 SSL認証費
委託費支出	1,200,000	904,680	900,000	300,000	Web更新作業委託
年次大会事業費支出	2,250,000	2,886,574	2,033,000	217,000	国際シンポジウム併催
会議費支出	330,000	382,686	380,000	-50,000	
印刷製本費支出	1,100,000	1,374,240	593,000	507,000	梗概集USB化、プログラム冊子
会場使用料支出	400,000	410,610	400,000	0	会場使用料、アルバイト代他
雑支出	20,000	123,668	100,000	-80,000	運搬費、通信費　等
交流会	200,000	239,000	200,000	0	大会懇親会
技術フェア	200,000	356,370	360,000	-160,000	展示レンタル設営　業者代他
管理費支出	11,230,000	10,985,950	9,725,030	1,504,970	
給料手当支出	4,600,000	4,059,095	3,844,900	755,100	事務局職員、アルバイト代
通信運搬費支出	300,000	291,720	283,714	16,286	電話代、資料発送費、切手代等
税理士報酬	600,000	567,210	568,500	31,500	税理士会計監査費
理事会　会議費支出	500,000	461,339	400,000	100,000	配布資料カット
理事会　旅費交通費	200,000	183,025	152,960	47,040	
総会　　会議費支出	300,000	262,461	280,000	20,000	会議室費、旅費
総会　　印刷製本費支出	200,000	191,955	200,000	0	
公益法人運営費	30,000	39,412	50,000	-20,000	公益法人化推進委員会会議室費
選挙管理費支出	300,000	277,632	280,000	20,000	会議室費、郵送費
役員推薦委支出	300,000	38,584	100,000	200,000	会議室費、旅費
消耗品費支出	800,000	1,157,628	684,413	115,587	コピー機リース費、事務用品費、消耗品費
賃借料支出	1,850,000	1,806,274	1,700,462	149,538	家賃、共益費、光熱費等
租税公課支出	70,000	71,070	72,000	-2,000	法人都民税
支払手数料支出	0	8,750	10,000	-10,000	
会員関連費支出	1,000,000	1,044,257	382,218	617,782	会費請求、郵送料、名簿更新
雑支出	180,000	525,538	715,863	-535,863	強震記録ﾃﾞｰﾀ作成費、ｶｰﾄﾞ支払手数料、予備費
事業活動支出計	28,380,000	27,117,591	22,590,605	5,789,395	
事業活動収支差額	-4,200,000	-3,619,927	-5,160,605	960,605	
Ⅱ投資活動収支の部					
1．投資活動収入					
特定資産取崩収入	0	0	0	0	
地震災害調査積立金取崩収入	0	0	0	0	
６学会特別事業積立金取崩収入	0	0	0	0	
事業運営積立引当資産取崩収入	0	0	0	0	
特別事業積立金取崩収入	0	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	0	
2．投資活動支出					
特定資産取得支出	4,000,000	4,000,000	0	4,000,000	日本地震シンポジウム関係は公益法人化後
地震災害調査積立金取得支出	500,000	500,000		500,000	
６学会特別事業積立金取得支出	3,500,000	3,500,000		3,500,000	2012東日本国際シンポ収益を新規積立金とした
事業運営積立引当資産取得支出	0	0		0	
特別事業積立金取得支出	0	0		0	
固定資産取得支出	0	840,000	0		論文投稿システム機能追加はなし
投資活動支出計	4,000,000	4,840,000	0	4,000,000	
投資活動収支差額	-4,000,000	-4,840,000	0	-4,000,000	
Ⅲ財務活動収支の部					
1．財務活動収入					
財務活動収入計	0	15,396		0	
2．財務活動支出					
財務活動支出計	0	15,396		0	
財務活動収支差額	0	0	0	0	
Ⅳ予備費支出					
当期収支差額	-8,200,000	-8,459,927	-5,160,605	-3,039,395	
前期繰越収支差額	11,286,702	11,579,203	8,279,881	3,006,821	
次期繰越収支差額	3,086,702	3,119,276	3,119,276	-32,574	

第６号議案　名誉会員の推挙

公益社団法人日本地震工学会定款第 3 章第 5 条に定める名誉会員の称号をおくる候補者として以下の方々を推挙することを一般社団法人日本地震工学会第 20 回理事会（2013 年 3 月 29 日）において決議いたしました。本総会にて議決をお諮りいたします。

家村　浩和　氏
河村　壮一　氏
鈴木　祥之　氏
Prof. Stephen Mahin

以上、4 名

名誉会員候補者の紹介

家村　浩和（いえむら　ひろかず）工学博士

2008 年　京都大学名誉教授
1979 年　京都大学助教授
1994 年　京都大学教授
2001 年　地震工学会　理事
2002 年　世界地震工学会事務局長
2006 年　日本地震工学会　副会長

永年にわたり耐震工学に関して数多くの業績をあげるとともに，数多くの後進の教育にあたってきた．日本地震工会においては、同会主催の第 1 回の国内学術年次大会（２０００）、同じく第 1 回の国際会議（２００５）の実行委員長として、同会の発展に寄与した。研究面では、地震時の構造物の非弾性挙動に関する研究において，軸力変動下でのＲＣ部材の弾塑性挙動を微小要素の応力−ひずみ関係より精算するプログラムの開発，二段階耐震設計法に適したアンボンド鉄筋コンクリート部材の発明，ハイブリッド制震装置の開発，作用地震力と相対変形を同時に低減できる負剛性ダンパーの動作原理の発明・発見など，今日までに橋梁の耐震性能の向上に供された技術や基礎理論の一部となっている概念を提言してきた．特に，実証的な研究に力を注ぎ，地震時の構造要素の動特性を解明する実験的手法として，オンライン実験手法，慣性力載荷型ダンパー試験機など，新たな方法論や装置を開発してきた．また，研究と技術開発における国際交流として，多くの地震被害現地調査を実施し，現地の研究・技術開発、防災活動にも大いに貢献してきた。２００４年のスマトラ島沖地震津波により大被害を受けた同島バンダアチェ市において、津波高さを記録する記念ポールを約 100 本建設するのに尽力した。更に国際学会関係では、国際構造制御学会理事，世界地震工学会事務局長等の要職を歴任地震工学の発展に大きく貢献してきた．

名誉会員候補者の紹介

河村　壮一（かわむら　そういち）工学博士

現職　耐震環境コンサルタント代表
1968 年　東京大学工学部建築学科卒業
1970 年　東京大学大学院修士課程修了、大成建設株式会社入社
2003 年　大成建設株式会社 執行役員 技術センター長
2005 年～2009 年　大成建設株式会社　常務　技術センター長・原子力本部長
2001 年　日本地震工学会　理事
2004 年　日本地震工学会　副会長
2012 年　日本地震工学会　監事

永年にわたり民間企業における研究開発を先導し、地震工学に関する幅広い技術分野においてその発展に貢献してきた。基礎的な研究分野では、杭支持建物と地盤との動的相互作用や地盤震動に関する研究を地震動観測等に基づき実証的に進めたほか、液状化による側方流動で破壊した杭の発掘調査など震害調査を積極的に行い社会に発信した。また３軸振動台を民間企業として先駆的に導入・活用して、振動実験施設の充実に対する起爆剤的な役割を果たした。社会的なニーズへの対応として既存 RC 造建物の耐震診断・補強技術を開発して公的なプロジェクトに参画し基準・指針の作成にも貢献した。耐震技術に新しいパラダイムを拓いた免震構造については、外国技術の導入に頼るだけでなく独自にすべり方式を実用化し、その後広く活用されることとなった。既存建物の免震レトロフィットを含め、基礎免震や中間階免震技術を世界的に見ても先進的かつ大規模に展開し、重要建物の免震化の流れを促進した。以上のような地震工学に関連する幅広い分野における研究開発活動は、一民間企業内に留まることなく当会を含めた様々な学協会への参画・協力を通じて、社会の地震防災力向上に大きく貢献してきたほか、地震工学に関わる多くの技術者・研究者間の交流の活性化にも寄与している。

名誉会員候補者の紹介

鈴木　祥之（すずき　よしゆき）工学博士

現職　立命館大学教授
1972 年　京都大学防災研究所　助手
1986 年　京都大学防災研究所　助教授
1999 年　京都大学防災研究所　教授
2001 年　日本地震工学会　理事
2006 年　日本地震工学会　副会長

建築構造物の耐震安全性を評価する耐震信頼性解析法、先端技術を用いた制震構造システムの開発や構造物の健全度を調べるヘルスモニタリングの研究において先駆的研究を行い、また阪神・淡路大震災では、被害調査の指揮をとり被災記録をまとめるとともに木造建築物の耐震性能の向上が重要な課題であるとの認識のもとに精力的に木造建築物の耐震性能を明らかにする研究に取り組まれ多くの成果を発表している。特に伝統構法木造建物の耐震設計法や耐震補強法の開発や歴史的・文化財的建築物の耐震補強と保存修復の技術開発など社会的な要請に応えるとともに多大な貢献をしている。また、この分野で多くの若手研究者の育成とともに研究の発展と普及に寄与され、この分野の指導的な役割を果たされている。さらに、研究成果を一般の職人、設計者などの実務者や行政に広く普及させるために多くのマニュアルの作成や講習会の開催などを行い、実務者等の技術レベルの向上にも多大な貢献をなされた。日本建築学会賞（論文）、計測自動制御学会論文賞を受賞。

名誉会員候補者の紹介

Stephen A. Mahin (ステファン・ Ａ・ メーイン)　Ph. D

現職　カリフォルニア大学バークレイ校土木・環境工学専攻教授、Pacific Earthquake Engineering Research Center 所長
1968 年　カリフォルニア大学バークレイ校土木工学科卒業
1970 年　カリフォルニア大学バークレイ校構造工学専攻修士課程修了
1975 年　カリフォルニア大学バークレイ校構造工学専攻博士課程修了、Ph.D.
1975 年　カリフォルニア大学バークレイ校地震工学専攻、ポスドク
1977 年- カリフォルニア大学バークレイ校土木・環境工学専攻助教授、准教授、教授

国際的に最も著名な研究者の一人として、国際舞台において永年にわたり構造物の耐震性向上に関する実験、解析両面からの研究を進めてきた。特に、ハイブリッド実験手法の開発、FPS を用いた免震構造システムの開発に大きく貢献すると同時に、各種の震動台加震実験、ハイブリッド載荷実験、現地観測やこれらに対する詳細な解析を通して構造物の耐震評価法や耐震性向上技術の開発を行ってきた。これらの成果は米国のみならず、広く各国の耐震設計、耐震性評価、耐震補強に取り入れられている。また、NEHRP のノースリッジ地震研究コーディネートプログラム委員会、NSF の日米の大型実験共同研究プログラム委員会(第 5 フェーズ　合成構造及びハイブリット構造)、NSF の先端鋼構造に関する日米共同研究委員会、FEMA の鋼ラーメン構造の地震被害軽減プログラムの技術マネージ委員会、NEES/E-Defense 共同研究プログラムの合同技術コーディネート委員会等を委員長や主要メンバーとして主導してきた。こうした功績に対して、ASCE の Walter Huber Civil Engineering Research Prize (1983 年)、Norman Medal (1987 年)、NEES コンソーシアムの Founders Award (2005 年)、米国連邦道路庁の James Cooper Best Paper Award (2007 年)、米国鋼構造協会の Lifetime Achievement Award (2013 年) 等を受賞している。以上のように、Stephen A. Mahin 教授は、世界の地震工学の発展に大きく寄与してきている。なお、Stephen A. Mahin 教授は 2011 年 7 月以降、日本地震工学会の会員である。